

市民生活部長	生野吉秀
市民窓口課長	西川佳嗣
保険課長	中嶋卓也
環境課長	大谷肇
新炉建設準備室長	芳野隆一
新庄クリーンセンター所長兼	
當麻クリーンセンター所長	増井良之
人権政策課長	川井高久
保健福祉部長	山岡加代子
社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘
子育て福祉課長	岡幸子
健康増進課長	水原正義
都市整備部長	矢間孝司
都市整備部理事	中裕晃
都市計画課長	松村吉章
建設課長	石田勝則
産業観光部長	河合良則
農林課長	池原博文
商工観光課長	岸本俊博
教育部長	田中茂博
教育総務課長	西川信明
学校教育課長	井上昌典
図書館長	渡邊惠美子
〃 主幹	中井孝明
生涯学習課長	吉村恭信
中央公民館長	辻一成
体育振興課長	西川博史
當麻文化会館長兼	
新庄文化会館長	伏見茂
歴史博物館主幹	吉岡昌信
消防長	岩井利光
消防本部次長	高橋正博
総務課長	中田勝則
警防課長	伏見悟
消防指令課長	河井章
予防課長	西川和秀

会計管理者 邨 田 康 司

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書記	西 川 雅 大
〃	新 澤 明 子
〃	山 岡 晋
〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件

- 議第12号 平成26年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第13号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第18号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第14号 平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第19号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第17号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第16号 平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第15号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

本日も委員外議員のご出席がございますので、ご紹介いたしておきます。内野議員です。

それでは、一般の傍聴についてもお諮りいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また、審議が長時間にわたるため、会議中の入退出についても許可することといたしたい、このように思いますが、それにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴を認めることといたします。

発言される場合は、挙手をいただいて指名をいたします。必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき発言されますようお願い申し上げます。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げていただいて、委員長が指名をいたします。その後、所属、役職名、お名前を言っていただいてご答弁をお願いします。ただ同一者の再質問については、もう所属名、お名前等は省略いただいても結構でございます。ご答弁については簡単、明瞭、的確をお願いをいたしたいと思っております。

ご答弁については、所管の部長もしくは課長、もしくは担当者ということによりよくご答弁をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、5款農林商工費、6款土木費についての質疑に入ります。

それでは、質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 きょうで3日目でございます。昨日に引き続いて農林商工費並びに土木費について、質疑を行ってまいりたい、このように思います。

第1点は、農業委員会にかかわることです。

奈良新聞、あるいは毎日新聞に奈良版に、毎日新聞では大きく報道されました。葛城市平岡で、農地転用された資材置き場などに、建設残土が民家の家屋を超える高さにまで積まれている、こういう報道がされて、市民の皆さんの関心を引いているわけでありまして。

このことについては、所管の常任委員会等で一定の話題になっていたわけでありましてけれども、農業委員会がここで書かれている内容を見ますと、農地法第51条による処分に係る所要の手續をしていると、こういうふうに報道をされております。

この点、農業委員会として実際に、現状をどのように把握をし、これからこの報道のような手續を具体的にどのように進めていかれるのか。お伺いをしたいし、また、この報道によりますと、ここには里道やU字溝等が実際に埋まっていると。これを復元する、こういうふうなことが書かれているわけでありましてけれども、この点についても、業者に対してどのような対応をされているのか。

報道を見ますと、顧問弁護士と対応を検討していると、こういうふうにも書かれておりますが、この点、どのような法の専門家としての見解を持たれているのか、お伺いをしておきたいと思っております。

次に、89ページの5目の地域活性化事業、いわゆる新道の駅建設事業についてであります。新年度の事業費は3億4,649万1,000円と。平成25年度からの繰越し分が6億324万4,000円。あわせて9億4,973万5,000円と、こういうことになるわけであります。

新年度においては、90ページに15節工事請負費が2億6,500万円、計上をされております。さらに、17節の公有財産購入費、用地購入費で500万円が計上されています。

これらはいずれも繰越し分がありますので、例えば、用地購入費をすれば、新年度では500万円であるけども、この繰越し分が2億7,145万円、こういうことになるわけで、3億円を超える予算額になるのではないかというふうに思うわけであります。

補償、補てんについても5,000万円が計上されております。

そこでまずお伺いしたいことは、工事請負費2億6,500万円並びに次年度から、平成25年度から繰り越された2億4,478万円で、どのような事業が行われるのか、お伺いしたい。そして、用地費についても、これらを執行することによって、どれだけ3万3,000平方メートルの予定面積に対して、どれほどの用地の買収になるのか。そして、当初の見込みに対して、用地買収費がどういふ、結果的に、最終的にどのような金額になるのか。お伺いをしておきたいと、このように思っています。

次に、94ページの4目の吸収源対策公園緑地事業費であります。

平成26年度については、1億1,300万3,000円、大きな支出費目としては、工事請負費として3,500万円、これは今在家の工事費。そして、17節の公有財産購入費、これは大字林堂の用地取得に係る経費だと。4,700万円ということであります。

それぞれ私は、国の交付金事業、吸収源対策公園緑地事業に基づいて、地球環境の改善、温室効果ガスを削減していく、こういう大目標に向けて、葛城市において事業を実施するということは、これは、緑の基本計画を実現していく、そういう上でも必要なものだというふうに思います。

そこで、具体的な事業の中身と合わせてお伺いをしたいと思います。

この間、疋田、そして木戸で事業が実施をされ、平成25年度で実施をされました。

その中で、当初、平成24年度の予算では、疋田大字から一般寄附金として1,230万円をいただくという予算になっています。

その後、この事業が繰り越されることによって、平成25年度にはこの一般寄附金1,230万円が削除をされた、そういう経過があります。

しかし、実際行われた事業については、葛城市の寄附採納事務取扱規程に基づいて、一般財源として葛城市の全体事務事業の中で使っていただきたいという寄附金も受け取っています。疋田が1,100万円、木戸が1,500万円です。

このたび、新年度で行われる新在家、今在家、林堂の寄附を期待しておられるのか。

私は、この点は、地方財政法第4条の規定に違反をする、こういうことで中止をすべきだということを言ってきましたけれども、法の規定に当たらない、違反しないということで強行したわけであります。

寄附採納をしない。もう明言いただければ、それで私はこの事業については大賛成であり

ますけども、いかがされるのか。お伺いをしたい、このように思います。

よろしく申し上げます。

朝岡委員長 産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。

1点目の白石委員の平岡の盛土にかかわります農業委員会の今後の進め方、また、法定外公共物にかかわりますその対応ということでご質問があったわけでございます。

ご指摘のように、新聞報道によりまして、奈良新聞なり、毎日新聞等によりまして、新聞の方に掲載をされたところでございます。

このような中で、農業委員会の方で平岡の盛土の件、これにかかわりましての今後の対応ということでございます。

これにつきましては、平成22年4月に農地法の5条の所有権移転に伴います青空資材置き場として農地転用がなされているところでございます。

これにかかわりまして、以前からそれにかかわる事業の用に供するよということでの指導はしておったわけでございますけども、今現在のところ、状況が盛土の山のような形の中で、盛土の状態になっているというようなことの中で、当初の県知事の許可に基づく許可どおりの事業の用に供されていないというようなことの中で、農業委員会といたしましても、処分権者である県に対しまして、処分にかかわっての取手続を取ろうということになったところでございます。

これにかかわりましては、農地法に基づきます51条の規定ということになりますと、51条は違反転用に係ります処分ということになるわけでございます。

この件につきましては、県の方とも先般来、何度となく県と相談をさせていただいているわけございまして、所要の手続にはちょっと時間を要するわけでございますけども、それにかかわっての、51条の処分を考えていこうと、こういうことになっておるところでございます。

また、その盛土の部分につきましては、里道水路等があるわけでございます。これにかかわりましては、市の方の法定外公共物の条例に基づきいゆる処分の行為とかいう云々はあるわけでございますけども、法的にそれを拘束する強制力がないというようなことで、先般、そういうことにつきましても顧問弁護士の方とも相談をさせていただいているわけでございます。

そのような中で、この物件にかかわりましてのいわゆる現状復旧云々につきまして、近いうちに施工業者の方に出頭をしていただくというような形の中で事情聴取を行いたいというような方向を考えておるわけございまして、それにかかわりまして、ご報告につきましてもう少し時間をいただきたいなというように思っているわけでございますけども、そういうような形で進めさせていただきたいなと、こういうように思っているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

朝岡委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

道の駅の事業の計画でございますけれども、平成25年度からの繰越しの部分と、平成26年度の当初予算の部分を合わせた部分での執行はどのようなものかというご質問だったというふうに理解しておりますけれども、内容につきましては、道の駅の工事につきましては、分水の工事並びに造成工事と、一部建築工事に入りたいなというふうに考えておるところでございます。

また、公有財産の額につきましては、これまでの平成24年度、平成25年度の予算計上させていただいた金額、また先日お願いいたしました平成25年度の補正の分におきましての額によりまして、総額、用地につきましては6億2,200万円ほどの用地費を計上見込みということで見込んでおるところでございます、その執行に見合うような予算額を計上しているところがございますので、その分につきましても平成26年度で努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 松村課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。よろしくお願いいたします。

吸収源対策公園緑地事業の工事費と公有財産購入費の中身ということでございます。

まず、工事費につきましては、今、白石委員、おっしゃったように今在家の工事でありまして、場所につきましては、今在家の公民館の東側約800平方メートルを公園化しようとするものです。

それから、公有財産購入費の用地費ですけども、これも林堂の本郷公民館西側約2,000平方メートルを買収して、公園化しようとするものです。

以上です。

朝岡委員長 どうぞ、部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしくお願いいたします。

白石委員の最後の寄附金の件につきましてでございます。

昨年度の一般質問でもお答えしておりますとおり、吸収源対策公園緑地事業を実施するにあたりましては、当該事業内容は従来から地元大字の強い要望があったものでございまして、寄附金につきましても、地元大字としては従前から、受益者としての負担をみずから申し出ていただいたという経緯がございます。

今回、疋田、木戸に関しての寄附金に関しましても、地元大字からの自発的な寄附金であるというふうに認識しております。ほかの公園につきましても、疋田、木戸と同様に整備していく予定というふうに考えております。

以上です。

朝岡委員長 地域活性化の言うておられた3.3ヘクタールの買収率というか。当初の予定の金額に比べてどうのという、その答弁が漏れているような気がしますけど。

石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。申しわけございません。

面積的には、全て3.3ヘクタールの部分を含んだ道路事業と都市再生の部分の事業の部分

を含めた全域の部分で計算しておりまして、それにつきましては当初、5億円程度の総額でございましたけれども、用地の部分で6億2,200万円というような形の中で見込んでおるところでございます。

以上です。

朝岡委員長 6億2,200万円で買収率というのかな。石田課長。

石田建設課長 用地の買収率でございますけれども、現状、全体の約80%、件数にしてあと6件の件数のところが残っているところでございます。面積の部分で約80%が買収させていただいておるところです。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ部長、課長からご答弁いただきました。

平岡の建設残土の問題であります。

部長が答弁されたように、平成24年4月、所用者の移転に伴うこの農地転用が行われた。資材置き場として許可をされたということでもあります。

見てのとおり、この民家を大きく超える、そういう盛土が、盛土というようなものじゃないです。まさに山ができています。太田の道の駅の計画をされている上部、この盛土と同様な状況が、ここでも起こっているわけでありまして。到底、資材置き場などと、これは誰が見たって見えないです。

これが、平成22年から今は平成26年、4年間放置をされてきたと。これは、本当に太田の新庄商事が行った違法な盛土と同様な結果にいたるんじゃないか、こういう恐れが多分にあるわけです。

県知事が許可をしているわけでしょう。それがやっとなさ、新聞報道されるに至って、この農業委員会行政が動き出す。これはこれとして評価をしたいというふうに思っています。

お伺いしたいのは、市として事業者をここに呼んで事情聴取するというところまで来たんです。それなりに評価ができる。しかし、その席に県も来て、対応をするのか。県は、このことに対してどういうスタンスでどのような対応をしようとしているのか。この点、県の責任は大きい。

太田地域の違法盛土についても、これは県が許可をしたんです。ちゃんと図面まであって、したわけです。

ところが、改善を求めてきたにもかかわらず、今日まで放置をしてきたわけです。これはもう行政の怠慢と言わざるを得ない。地域住民が、この盛土の崩壊によって、大変なことになる、これは誰が見たって想像できる。しかしやっとなかった。新聞報道とあわせて、大阪の残土置き場が崩れて大きな被害が起きた。これがなかったらまだまだこのまま置かれていたのと違うかというふうに思うわけなんです。これはこれとして、しっかりと対応してもらわなきゃならない。

今は、市の対応について、農業委員会の対応についてお伺いしました。これは粛々と進めさせていただきたいし、その中で県がどんな対応をするのか。お伺いをしたいと思います。

それから、地域活性化事業、新道の駅であります。

新市の建設事業計画の中で、元々計画のなかった新道の駅建設事業が、平成23年10月25日の都市産業常任委員会に初めて提案されたんです。検討委員会、ワーキング会議で決定した18億円の事業費。総面積3万3,000平方メートル。場所についても、葛城インターチェンジの南側、山麓線の西側交差点の上部に決まっていた。この事業が、他の事業がなかなか進まない中、用地買収が簡単にいっているということがありますけども、どんどん議会の議論や市民の葛城市に2つ、道の駅が必要なのか。誰のためにやるのか。こんな声を全く聞かない。どんどん進められてきている。その結果、用地費、当初計画3万3,000平方メートル。1平方メートル当たり1万5,000円。4億9,500万円、約5億円です。それが今では、これ、3万3,000平方メートルです。6億2,200万円までふくれ上がっている。

私は一般質問で、新駅の建設計画の事業費の縮減、これをしないと大変なことになるということでしたけれど、用地買収費だけじゃないと思います。補償補てん費も含めて、私はこれからますます経費が増嵩していくことになる。

もともとは、山麓地域整備基本計画、あるいは葛城市の総合計画や都市計画マスタープランでは、地場産業振興ゾーンとして、あの場所に1万8,000平方メートル、5億3,000万円の事業が計画をされていた。5億3,000万円です。道の駅計画なんていうのは1つもなかった。事業手法と言っても、新在家にある道の駅、数キロしか離れていない。同じ通称山麓線上にあるところに事業手法として道の駅をつくる。

これは、合併の趣旨に反するんじゃないですか。

基本的には、私は合併、反対しました。合併をすれば財政が強化されて、サービスは高く、負担は低くなる。これは一般的に総務省が、そういうことならと言っています。これはうそなのか。これは2つある庁舎や、2つある文化会館や公民館、こういうものを1つにしていくことによって、財政基盤が強化をされる、こういうことを言っている。そのことによって、財政基盤が強化をされ、サービスは高く、負担は低くなるんだと、こう言っている。

しかし、立場はどうであれ、あるものをもう1つつくるというのは、これは全く、合併の趣旨に反する。

私は反対しました。賛成した人も、こんなこと考えてもいなかったし、こんなことになるとは思っていなかった。だから、議会の中でも市民の中でも、議論がどんどん出てくるわけです。

お伺いしたいと思います。

この間、ずっと議論してきました。当初は、平成23年10月25日の都市産業常任委員会に提出された事業案は、相当詳細な案が出ていました。施設の規模や内容、配置、そして経営分析や経営の方針、具体的に書かれていたんです。

一例を挙げれば、道の駅の売り上げは、農産物等の売り上げは8億5,000万円。そのうち、地産分で70%、約6億円。こういうことまで決まっている。

ちゃんとした絵もかいて、施設の配置もあった。一番上部にはレストランまで書いてある。それは途中でなくなりましたが、その後、私はその年の12月の定例会で一般質問しました。

ところが、そのときの答弁が、これから設立委員会において、あるいはその前に推進委員会と言いましたね。推進委員会というのは、全てが商工会の会員さんです。

その後、設立委員会において施設の規模や内容、配置、更には経営の分析、運営の方針等決めていただきます、協議をしていただきます、と言っている。ここに計画案があるのに、それをもう置いて、新しくつくとはい出した。

ですから、私は毎議会、一般質問や予算や決算委員会ですみましたか、できましたか、できましたか、聞いてきた。しかし、ここに至って、施設の規模や内容や配置、決まらない。経営分析、経営主体も決まっていない。リスクマネジメントもできていない。こういう状況で、もう既に用地買収、5億円の見込みが6億2,000万円、こういうことになっている。補償補てん含めてどんなになっていくんや、誰だってそう思うじゃないですか。

私は、この事業は、やっぱり1回凍結して、本当にちゃんとした見直しをする。経営分析も経営の主体もどうするんだ、誰がリスクを負うんだ。市民の皆さんにどうやって負担をかけない、サービスを低下させないようにするのかということ、ちゃんとしなきゃダメじゃないですか。どんどん、どんどん土地行って、しかも次にお伺いしたいのは、太田のあの違法盛土、あの土地をこの2月の競売で落札をした。

最初は四百数十万で入れましたけど、他の人が落札をして、手に入れることができなかつた。しかし、今回、400万円の何倍もの入札金額で落札をした。幾らで落札したか、お伺いしたい。これもお伺いしたいというふうに思います。

面積が幾らになるのか。幾らで落札したのか。これについては、県がやっていただけということで、私は安心はしているんですけども、もしこれが市もその事業に負担をしなければならぬなんていうことになっていたら、ますます事業費がふくらむじゃないですか。これは県の責任なんです。県が許可してほっといてきたらこないなつたんです。これは県にやってもらいたい、やっていただきたい、そのように言ってください。市が負担する、そんな義務はない。お答えいただきたいと思います。

それから吸収源です。

矢間部長は受益者、受益にあるということで、申し出ていただいた、自発的に寄附をしていただいた、いただくと、こういうふうに言っている。

しかし、最終的には、この受益を受けるのは確かに間違いない。しかし、そんな名目で寄附金を受け取ることはできないじゃないですか、手続上。だから、葛城市の寄附採納事務取扱規程に基づいて、どんな事業にも、事務事業にも使えます、そういう寄附になります、こういう言い方を変えてきた。私はごまかしだと思う。変えてきて、疋田から、木戸から寄附金をいただいた。こんなことが林堂や今在家であってはならない。受益があるんだつたら、そのように認識しているんだつたら、分担金徴収条例をつくって、もらったらいじゃないですか。法の規定からしたらちゃんとしているじゃない。

ずっと言ってきたのに、これまで葛城市は平成16年以来、葛城市の緑の基本計画に基づいて、6カ所、公園整備をしてきたんです。緑化重点地区整備事業、まちづくり交付金事業でやってきたんです。それぞれ2分の1、あるいは3分の1、用地費です。国の補助を受けて

やった。これは、矢間部長の答弁でも明らかなように、地元から分担金はもちろん、寄附金はもちろん、一切の負担はいただいていません、こう言っている。

そういうことからしたら、この取扱規程はどうなっているかという、寄附採納の取扱い、第3条。寄附採納に関する事務の取扱いについては、次に掲げる事項を調査し、行政運営に支障を来さないように努めなければならないとこう書いてある。

その1項3号、行政の中立性、公平性等が確保できるか。法令に違反をしない、こういうことをちゃんと調査をし、審査した上で寄附金をもらいなさい。何でも寄附やからと言ってもらったらあかんと、こうなっている。今まで、6カ所やったときに、寄附金なんかもらっていない。それが、吸収源対策公園緑地事業費に限っては、寄附金をいただく。明言しているんです。副市長も、総務部長も。

まさに法令に違反している。行政の中立性や公平性、確保できていないじゃないですか。これ、もし林堂や今在家からまだこの寄附金の取扱規程に基づいて寄附を採納しましたなんて言ったら、これは大変なことですよ。明らかに受益者に対して寄附を求めている証拠じゃないですか。

明言していただきたい、もらいません。もしあったとしても、取扱規程の1項1号や3号に基づいて、受け取れません、こうすべきでありますし、私は過去に戻って、木戸や疋田についてもやはり返納すべきだ。1,100万円、1,500万円、大きな金額ですよ。いかがでしょう。

朝岡委員長 産業観光部長。

河合産業観光部長 先ほどの平岡の盛土についての再質問があったわけでございます。

先ほどからも申し上げておりますように、農地法の5条の転用に基きます青空資材置き場の事業の用に供するようという形の中で許可をされているわけでございます。処分権者につきましては、県ということになっているわけでございます。

それにかかわりましての手續等につきましては、既に私どもの農業委員会の方から、県の方にはある程度の説明なり等につきましては、しておるわけでございますけれども、今後、その分にかかわりましての事業移管によりまして、施工業者の方も当然ながら、いわゆる事情聴取に県の方も入ってくるという形になるかと思うわけでございます。

連携した中で取り組んでまいりたいという思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいなとこういうように思っているわけでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。

違法盛土の件についてでございます。

幾らで落札したのか、面積は幾らなのかということでございます。

落札金額につきましては、1,320万円であります。面積については約5ヘクタールであります。

次に、吸収源対策についての寄附金に関してでございますけれども、寄附金に関しましては、地元大字からの自発的な寄附金であるというふうに認識をしておりますので、それ以上

の答弁というものは、我々にはないというふうに思っております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 3度目ですから、ご答弁はありません。

平岡のこの建設残土の団体である当事者は、もちろん答弁からしたら、県は遠いところにありますやん。確かに、なかなかこの葛城市まで来て、つぶさに青空資材置き場の用に供しているかどうかを確認するというのはできないかもわかりません。そういう意味では、農地に係るこの権限を持ち、事務手続、やはり実際に行うのは農業委員会、あるいはそういう状況をいち早く県に伝えて、この改善を促していく、これはやはり当然やっておかなきゃならなかったのだというふうに、私は答弁の中で、そのように思いました。

今のような事態になって、あの残土をどこへ持って行くのか。地元では、あんまり騒いだら、業者がそのままほって逃げていくん違う、こういうことを言って、ずるずる、ずるずる、来たんです。しかし、あるかもしれません、それは。

結果として、太田の違法盛土についてはそうなんです。しかし、その始末は誰がしないのか。これは県や市がしやないかんようになってしまう。市民の負担になるわけです。

1,320万円。これに億を超える事業費をかけて、あの盛土をどこへ持って行くかわかりませんが、ちゃんと段切りをして水路もつくって、管理道路もつくってやっていこうというわけです。これ、1億円では済まないです。

これは県も、市に一部の負担、してくださいと言ってくるん違うかと危惧しているわけです。だから、これは県の責任だから県でやってくれ。これは言ってもらわなかったら困ります。このことについて、答弁ありませんでしたから、改めて強調しておきたい。

それらも、まさに新道の駅事業としてリンクをしてやられるというようなことは、これはもう認められない。県でやっていただきたい。周辺の用地買収も、県でやっていただく。当然だというように思います。

そして、吸収源の問題です。

自発的に、心から喜んでやってくれた。そういうことがあったって、受け取ってはならない寄附金ですよということを言っているんです。やはり行政というのは、整合性や一貫性、前例や慣例を尊重して、やっぱり市民との信頼関係において事業を進めていくんじゃないですか。法令や規則や計画を遵守をしていくというのはこれは当たり前なことじゃないですか。そういう規範を示してするのが行政の役割じゃないですか。

また、議会はそのことをきちっとチェックをするという役割なんです。だから私は声高に言うているわけです。

矢間部長は明言されませんでした。自発的に、寄附金をいただけるものはいただきます、こういう立場です。しかしもし、それが自発的ということであったとしても、私は林堂や今在家から再び同じように寄附金の申し出があり、寄附採納事務の取扱規程に基づいて受け取るなんていうことになっていったら、何が自発的なのか。まさに割り当てる、強制的寄附になるじゃないですか。

これは、私はしっかりとこの経過、いきさつをこれからも見てまいりたいというふうに思っています。

このぐらいにしておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 92ページ、都市計画総務の委託料ですけども、都市計画の基礎調査業務委託料、都市計画の道路の見直し検討業務委託料とこうなっているわけですけども、都市計画基礎調査、線引きの見直しだと思いますけども、この線引き、いつごろ線引きの予定になっているのかということと、この基礎調査、線引きまでに1回では済まんやろう、何回もせなならんやろうと思いますけれども、全体的な委託料、どのぐらいを見込んでおられるのか。

同じくこの道路の見直し、恐らく都市計画道路の見直しというようなことになっていると思うんですが、葛城市の場合、どういうふうな見直しを予定されているのか。

この2点、お聞きしたいと思います。

朝岡委員長 松村課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。

1点目の都市計画基礎調査ということですけども、今、岡本副委員長おっしゃったとおり、線引きの見直しに向けてのものでありまして、都市計画法で基礎調査を、都道府県はおおむね5年ごとに基礎調査を行うべきであるということが書かれております。それに対しまして、市町村が基礎調査を平成26年度、奈良県も基礎調査を平成26年度に行います。そして、平成27年度に整理及び解析を行い、平成28年度以降に線引きの見直しを検討する予定ということで、平成28年度になるか、平成29年度になるか、平成30年度になるかはまだ未定であります。そういうことです。

それから、都市計画道路の見直しにつきましては、葛城市には8路線ございまして、そのうち、国道が3カ所、市道が5カ所ありまして、今回、見直しの対象にしておりますのが国道2カ所と市道4カ所を検証させてもらうというものであります。

国道につきましては、あくまでも検証だけで、市の方で存続とか廃止とかいう結論は出しません。あくまでも市町村道だけの検証を行います。

以上です。

朝岡委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 これは、直近の見直しは平成23年度やったわけやな。そこから8年ということは平成31年の予定やな。5年というのは基本の話であって、実際、最低8年かかっているわけやから。

私の聞きたいのは根性悪で言うのでなしに、今当初、この630万円、ぼんと出てきたわけや。次、また来年、何ぼ出てくるの。恐らく600万円、出てくるやろう。私の思うのは一番最初の基礎調査やろう。ということは、昭和45年12月に線引きがあって、何回か見直してきたわけやんな。この役所の方に基礎資料というのはあると思う。例えば、市街化の適格、不適格、そういうようなものを業者に提示をしたら、これは予算やってんな。いつも副市長お

っしゃる粹取りやと言わはる。せやけど、私は粹取りと思うてないわけですから、予算というのは。あくまでも必要な金額をお願いしますというような予算やと思っているわけやから。

入札差金出るのは当然やけども、やっぱりそういうようなことをして金額を抑えないと、このまま認めていかないかんわけやけども、来年もやったら恐らく、トータル的に、最終の見直しまでいったら1,500万円、むだな予算が要るの違うんかなと思って、ちょっと聞いているわけです。まず1つはね。

それから、都市計画道路、ちょっと私、国道3カ所というのは、新庄の場合、1カ所しかなかったんで、ちょっとこっちの方、勉強不足でようわからんわけやけど、国道は対象になってないの。その市内の市道分5カ所、これが対象になっている、ということは、旧の新庄区域で3カ所、當麻区域で2カ所、これ、全部見直すということなのか。そこら、ちょっともうちょっと教えてほしい。

朝岡委員長 松村課長。

松村都市計画課長 基礎調査につきましては、あくまで平成26年度に基礎調査、県が調べてほしいというものを36項目程度、基礎調査を行います。これに対して予算化させていただいております。

平成27年度は県だけで解析及び整理を行います。今度、委託料が出てくるのが線引きの見直し等で葛城市の都市計画をどうしていくかという時点で、委託をさせていただいて、線引きの見直しになるということです。

それから、都市計画道路につきまして、国道と言っておりますが国道165号バイパス、それと国道24号線、それと国道168号線、これは都市計画道路になっているんです。その残りの5カ所、そのうち、磯壁・新在家線というのはもう完成しておりますので、これは検証の対象になりません。

ですので、全く未着手の新庄南北線、北花内南藤井線、それと、大和高田當麻線、この3カ所が全然未着手ですので、これを検証させていただきます。

それとあと、新庄駅前通線につきましては、この新庄庁舎から西側、未着手という扱いで、これも一緒に検証させていただくということです。

以上です。

朝岡委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 次、答弁をもらわれへんのけど、1つずつ言うたら新庄駅前通線、こっちへつないでいかにと今言うてる南藤井線にしたら、1つの路線でつながっているから、見直して切ってしまったら、3本ともペアになってしまう。

それと西代線、あれも高田との兼ね合いのやつやから、葛城市でぽんと切ってしまうたら高田市は通られへん。そうなってきたら、一応、話としては見直しが出ているけども、結果的な見直し、できへんということに市長、なるわけでんな。

答弁をもらわれへんってあれやけど、今、説明してたように。今、聞いたけどそういうことであつたら、これ、見直しの費用、見てはるけども、見直しをかけてこれ、結果的に見直ししできないとなるものかわからへんけども、それやったらよう、考えなあかんのん違うか

な。

答弁できるんならしくてくれてええけど。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 とりあえず県の方からも、ここを必要かどうかということを検証してくれということ上で上げている費用ですので、それをなくすかどうかというのは実際に、その中身を見てからの話だと思います。

今、岡本副委員長、おっしゃっていただいたような経緯がもしあるのであれば、私はわからない、わからない、正直。だから、過去からの経緯を伝えていただけないんでわからない。

私も根性悪言うてるわけと違うて、それやったら教えてくださいということです。こういうことがあるんやでということ、先輩として過去からこういう要望があつて、こういう形になっているのやということ、先輩として過去からこういう要望があつて、こういう形になっているのやということを教えていただいたら、そこも考慮に入れて、じゃ、これは必要やねんとか、ここの部分は必要ないねんなどということはわかるので、その部分をあいてる時間で結構ですから教えていただいて、葛城市のための生かしていきたいなというふうに思っております。

朝岡委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 えらそうとか、そんな答弁違う。休憩せんと言うたらあかんけども、いろいろ言うてくれはったらよろしいやんか。何もわし、隠すんやないわけやから。知ってることは何もこうや、ああやというていくんやから、市長がそういうことでおっしゃっていただくんやったらね、しっかり言うていただいたら何ぼでも説明さしてもらいますよ。

朝岡委員長 昨日も申しておりましたが、この5款、6款については時間をかけて十分な質疑をしていただくということで、本日まで時間を割いて議論をしていただきましたが、予定の時刻になりましたので、5款、6款についての質疑は終結をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時00分

再 開 午後2時15分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款消防費及び8款教育費の説明を求めます。

山本総務部長。

朝岡委員長 山本総務部長。

山本総務部長 それでは、7款の消防費からご説明申し上げます。事項別明細書につきましては、96ページとなります。

まず、7款消防費、1項1目の広域消防費でございます。今年度の新たな費目でございます。4億7,489万5,000円を計上いたしております。奈良県広域消防組合への負担金となっております。

次に、2目の非常備消防費でございます。4,448万円を計上いたしております。消防団員115人の報酬と備品購入費で、第4分団のポンプ車の更新事業を予定いたしておるところで

ございます。

次に、3目の消防施設費でございます。503万円の計上となっております。消防施設整備に係ります経費になっているところでございます。

次に、4目の災害対策費でございます。1,622万5,000円の計上でございます。災害対策に要する経費でございまして、備品購入費では災害発生時の各大字の自主防災活動を支援するための資機材の購入費を計上いたしておるところでございます。

次に、8款教育費でございます。

1項1目の教育委員会費につきましては、163万7,000円を計上いたしております。教育委員会に要する経費でございます。

次に、2目の事務局費でございます。16億3,812万8,000円を計上いたしております。教育長及び職員14人の人件費と、委託料では幼稚園、小・中学校の英語教育の講師派遣の委託、また繰出金では学校給食特別会計への繰出しが主なものとなっているところでございます。

次に、3目スクールカウンセラー事業費でございます。1,024万5,000円を計上いたしております。スクールカウンセラー事業に要する経費でございます。

次に、2項小学校費の1目学校管理費でございます。2億1,079万6,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と小学校の維持運営に要するものでございまして、工事費につきましては、新庄小学校の渡り廊下の改築工事などを行うものでございます。また、委託料では新庄北小学校の校舎増築に係ります実施設計委託、新庄小学校の渡り廊下の管理業務委託などが主なものとなっているところでございます。

次に、103ページでございます。2目の教育振興費でございます。3,449万6,000円を計上いたしております。小学校の振興に要する経費でございまして、扶助費の要保護、準要保護の児童援助費などが主なものとなっているところでございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費でございます。8,392万8,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と中学校の維持運営に要するものでございまして、工事費につきましては、市内両中学校の修繕工事でございます。

次に、2目の教育振興費でございます。2,954万円を計上いたしております。中学校の振興に要する経費でございまして、扶助費の要保護、準要保護の生徒援助費などが主なものとなっております。

次に、106ページでございます。4項幼稚園費の1目幼稚園管理費でございます。2億4,701万1,000円を計上いたしております。職員27人の人件費と、幼稚園の維持運営に要する経費でございます。委託料では、新庄北幼稚園の耐震補強大規模改造工事の実設計業務委託、また磐城幼稚園の木造園舎の耐震診断補強基本計画業務委託を予定いたしておるところでございます。

次に、2目の教育振興費でございます。419万8,000円でございます。幼稚園の振興に要する経費でございます。

次に、108ページでございます。5項社会教育費の1目社会教育総務費でございます。5,568万5,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と各種団体への補助金が主な

ものでございます。

次に、2目の人権教育推進費でございます。341万9,000円を計上いたしております。人権教育に要する経費でございます。

次に、3目文化財保護費でございます。1,392万7,000円を計上いたしております。文化財保護に要する経費となっているところでございます。

次に、110ページでございます。4目公民館費でございます。9,185万3,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、公民館の運営に要する経費でございます。工事費の小ホールの空調設備の取り付け、また負担金では、公民館分館等施設設備の整備事業の補助金が主なものとなっているところでございます。

次に、5目のコミュニティセンター管理運営費でございます。812万2,000円を計上いたしております。コミュニティセンターの維持管理に要する経費でございます。

次に、112ページでございます。6目文化会館費でございます。1億2,704万3,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と、文化会館の運営に要する経費でございます。自主事業の開催委託料などが主なものとなっているところでございます。

次に、7目図書館費でございます。6,688万9,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と図書館運営に要する経費でございます。図書の購入費が主なものとなっております。

次に、115ページでございます。

8目の歴史博物館費でございます。5,361万3,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、歴史博物館の運営に要する経費でございます。

次に、116ページでございます。

6項保健体育費の1目保健体育総務費でございます。1,468万9,000円を計上いたしております。保健体育に要する経費で、委託料ではスポーツ講演会委託料、負担金補助では各種団体等への補助金が主なものとなっております。

次に、2目の体育施設費でございます。1億2,443万6,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と体力づくりセンターの指定管理に係る運営補てん金また体力づくりセンター施設の修繕料などが主なものとなっているところでございます。

以上をもちまして、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました部分について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、98ページの7款消防費、4目災害対策費の中にあります18節備品購入費のことでございますが、先日も防災会議等で内野議員が一般質問をされました。その中のお話で、備品、こういった備品が必要なのかということに着目いたしまして、今現在、備品の種類ですね。それとあと何人ぐらいの対応した備品を備えているのかという、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1つ、100ページ、8款教育費のほうですが、13節委託料の小・中学校英語教育講師派遣委託料、それから幼稚園英語教育講師派遣委託料、これに関しまして、英語の時間数とか、どれぐらいの年数、取り組んでいただいてどういった成果があるのかというあたりを聞かせていただきたいと思います。

そして3番目に、102ページ、同じ教育費の中の学校管理費の中の、先ほどのご説明にもありました13節委託料、設計等委託料、新庄北小学校の設計に関しての、先日も学童保育のことも兼ねまして、北小学校の増設にかかわる、教室もどれぐらいの規模で増設されるのかということと、あと、将来的な対応、どれぐらいまで見込まれるかということをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 菊江理事。

菊江総務部理事 生活安全課、菊江でございます。

ただいまの川村委員のご質問ですけれども、まず、18節の備品購入費の内容について、まずはご説明させていただきたいと思います。

この庁用備品購入費879万4,000円につきましては、奈良県の補助事業がございまして、大規模災害などの発生時に備え、初動体制の強化を図り、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、奈良県避難所機能緊急強化事業補助金要綱にのっとりまして、各大字44行政区、ございますけれども、この各大字に発電機などを支給しようとする事業でございまして。

内容といたしましては、インバーター発電機2.5キロボルトアンペア、タンク容量9リットルで連続運転が6.1時間行えるもの。また、投光器につきましては、ハロゲン球500ワット2棟の三脚つきで2組、各大字でございます。それから、コードリール、単相100ボルト4口、30メートルの長さのものです。

それから、燃料が要するというので、金属製のガソリン携行缶20リットル、これを44缶ということで計上させていただいているところでございます。

関連の中で、市の防災倉庫の備蓄などについての人員的な数から見た貯蔵の容量は、ということであったかと思われまますが、まず、そうした人員的なものに対する配備といたしましては、非常食料、これが主力となっております。1万人、1人1食という形の中で、5年計画でアルファ化米やけんちん汁、乾パンなどを約2,500食ずつ備蓄しているところでございます。

そういうことになりますと、約1万2,500食になるということでございますけれども、防災訓練などでも使用させていただいているところでございます。

また、命の水と言われる水の保存につきましては、1人1リットルということで、2リットルボトルでもちまして、1万人分ということで5,000本を計画貯蔵しているところでございます。

その他の一般質問にもございましたような、救助資機材であったりとか、そうしたものにつきましては、人数計算ではなく、それぞれの倉庫に適時配置する、こういう形を採っておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 井上課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

川村委員お尋ねの、小・中学校の英語並びに幼稚園の英語について、ご説明を申し上げます。

いずれも合併をいたしました翌年から、この英語の取り組みを始めさせていただいてまいりました。

小学校におきましては、年間この業者の方からの先生の事業が17、8時間程度行われます。具体的に申しますと、2週間に1回、ネイティブの先生の英語のレッスンを受けると。ネイティブの先生がいらっしゃる週は日本人の先生が指導を行うということになっております。

幼稚園の方でございますが、これは年間30時間弱のレッスンとなっております。4歳児と5歳児を対象に実施をさせていただいているところです。

小学校は、後先になりましたけれども、1年生から6年生まで実施をしております。高学年の5、6年生は年間35時間程度、実施いたしますが、4年生までは2週間に1回ということでレッスンをしていただいております。

これらの成果についてでございますが、私どもがその委託をしておる先で申しておりますのは、まず、英語嫌いをつくらない、英語に興味、関心を高めてもらいたいということを第一にお願いをしているところでございまして、本市の子どもたち、いずれも英語がかなり好きになってきてくれていると承知をしておるところでございます。

また、エピソードとしまして、幼稚園なんかでは子どもたちの耳がだんだん肥えてきておりまして、いつか、先生が交代する時期がありましたが、どうもRの発音が違うとかで、Rの発音が違うとはよう言わんですけれども、違うとかいうような、耳の肥えた子どももあらわれておるところです。

そういうことで、英語教育につきましては、ご説明、それで終わらせていただきます。

続いて、新庄北小学校のことについて、後ほど教育総務課長がお話ししますが、現状を申し上げますと、平成26年度は何とか現行の校舎で間に合うのですが、だんだんと子どもの数がふえる見込みが出ておりまして、平成27年度から1年に1教室ずつ足りなくなっていくような、今、状況を把握しております。したがって、平成30年度になりましたら普通教室が4つほど不足してくるということを今、導き出しておるところでございます。

中学校の英語でございます。後先になって申しわけないですが、中学校の英語は、両中学校に1名ずつネイティブの先生を配置しております。英語の時間を中心に、日本人の先生と一緒に相談をしながら、スピーキングであるとか、ヒアリングであるとか、さまざまな場面でご活躍をいただいているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教育総務の西川でございます。よろしくお願いいたします。

新庄北小学校の設計でございます。増築に係る分といたしまして、先ほど学校教育課長の方から説明がありましたように、4教室の普通教室が不足するというので、今現在の普通教室と同程度の大きさの教室を4教室、平成26年度の予算で設計をしたいと考えております。以上でございます。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。

では、その備品関係なんですけれども、この間は各大字にそれぞれ発電機とか投光器とかの燃料とか、そういう備品を備えていただくということ、もう2回目になりますけれども、聞かせていただきまして、市の常に倉庫に入っている食料だとか、1万2,500人分、それとあと水、そういったもの、これがずっとこのままで、この状態で何が必要かという見直しのないままに、常にこれだけというような対策というか、そういうものでいっちゃうのかということが一番、今回私は今、質問する内容なんですけれども、もし冬、寒いときに、もちろん火をおこすというのは、こういった備品でできるわけなんですけれども、いろいろと葛城市に、この間の防災訓練でも東洋アルミさんとか、アルミ製品ですか、あれはかぶると保温力とか、そういったのもあるわけなんですけど、そのアルミで体を覆うとか、着替えるとか、そういった2つの成果があるようなものをまた、市長のほうからそういった協力もいただけないかということも含めて、そういうものが要するという、実際にいろんな災害のケースを全国のそういったケースを拝聴していただいて、火をおこしたりするところには人は集まっていくわけなんですけれども、何よりも何がよかったかという、体を覆うものがよかったとか、そういった、もうちょっと見方もいろいろ変えていただいて、女性を防災会議に登用するというような話もありましたけれども、そういった観点からも、やっぱり手近にできる、排泄のためにどうしたらいいとか、そういった部分もたくさん、そういう要素を入れていただいて、これから防災の備品に関しても、やはり考えていっていただきたいなと思うわけでございます。

こういったことに前向きに取り組んでいただいているということは、県の方からもそういった流れがあって、葛城市独自で、そういった要素にも力を入れていただきたいと思います。

それから、次に英語教育のことなんですけど、昨年、溝口議員が英語教育について一般質問されていたのを、私、傍聴に行かせていただきました。

なかなか、やはりネイティブスピーキング、そういった外国人を入れて英語教育にあたるという、耳から覚えていくという、幼児から取り組んでいただいている、もうかなりの年数がたって、そういった成果が出ているということは、非常に日本人、英語に関して非常に下手くそな英語やということは世界の中で言われています。

そうやからと言うて、葛城市だけどうとかいうわけじゃないんですが、この間も、観光の中に、外国人に知ってもらおうという、そういった方向も含めて、子どもたちにでも、そういう実際、現場を体験させるということもあってもいいかなというふうに思います。どんどん積極的に、そういった場所にトライしてもらおうという、そういった地域での取り組みも含めて、また前向きにやっていただきたいと思います。

講師の、これからふやすのかとか、それに関してももちろん、予算を削っていただきたいくないんですけども、地域ボランティアの学生とか、そういった人たちももっとその要素に入っていると、またより一層の成果が出るかなと思いますので、そういうムードを葛城市の中でも高めていただきたいと思います。

最後に、北小学校の方の教室、きのうも磐城幼稚園に行かせていただいて卒園式、もうリズム室がいっぱい、ぎゅうぎゅうの中での卒園式だったんですけども、子どもがふえていくという傾向は非常にありがたいですし、きょうの小学校の卒業式も、次の年度からは生徒数が本当は1クラスふえていくというような傾向にもなっております。多い生徒数を抱えた葛城市、活気があって非常に頼もしいわけでありますけれども、北小学校の平成27年度から結局、4年を見越してやっていただくわけでございますけれども、将来的に考えていただいているスペースを、また学童保育とかにもどういふふうなかかわりを持っていただけるかと、昨日の私のほうの学童保育についての予算のこともありましたけれども、ぜひ、何とかならないでしょうか。学童保育と小学校の増設と一緒にしてはいけないのかもしれないですけども、そういった事情も踏まえて、今、北小学校の水回りが悪いと思うんです。

そういったお湯をわかす、子どもたちにお湯で拭いてあげる設備がないんです。それは、本当にお湯をいちいちやかんでわかして子どもに対応しなあかんということは、そこに時間も取らせますし、いろいろと不自由な面があるわけなんですけども、ぜひ、この機会にちょっと学童保育の方も一緒になって見直していただけたらというふうに思います。

これだけの委託料の中で、それをねん出するのは非常にしんどいことかもしれないんですが、この機会にということですので、ぜひそのあたりも見てくださいなと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 大西教育長。

大西教育長 北小の教室増についてのことに関してですけども、学童との関連で今、お話聞かせていただきました。

ご存じのように、北小はゆとりスペースというのはそう広くはございません。そんな中で、幼稚園の耐震ということもございます。それから、今、気にしていただいている学童の部分、今回につきましては、ちゃんと課長が言いましたように、小学校の教室増ということ、これは喫緊の課題でございますので、それを優先して基本設計ということで、平成26年度は進めさせていただきたいと思っておりますけれども、今、いろんな学童での運営上の困難ということもご指摘いただいております。すぐに、大幅な改善等は、学校のことでございますので、非常に難しいところはあるかと思っておりますけれども、今の既設の学校の設備等の有効活用、そんなことも考えながら、この共生、なかなか課を超えるのは難しいですけども、また関係課と連携しながら、いいものを少しでもできたらなど。一気に、なかなか難しいところですけども、常にそのことは意識しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 庁用備品等について、備蓄食料、災害、被災の現実を見たときに、一番最初に何が要るんとか、食料であったりとか、何日も避難所で生活をする場合には、生活の身の回りのもの

が足らなくなってきた。実際に使っているもの、備蓄しているものと全然違うものが必要になってくるというようなことをお聞きしまして、行政としてはできるだけたくさんの支援をしていただける企業さんであるとか、NPO法人と協定を結ばせていただいているところで、先だっても郵便局と、高田郵便局、香芝郵便局とも協定を結び、いろいろとさせていただいておりますし、この間の防災訓練のときにもたくさんの企業の方々が応援に駆けつけていただいていたという現実を見ていただけたと思います。

ただ、やはり内野議員からもご指摘いただいているように、備蓄のものにつきましては、男目線で用意をしているとかというところがあると思いますので、近いうちに2名から3名というふうに、私も防災会議の中に入れていただくということもお約束をいたしましたので、これをご指名させていただいて、防災会議を開き、またその備蓄食料等についてのご助言を提言いただいたら、その中で見直しを図っていくということも考えてまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、私の方からは、教育費のところ、103ページ、小学校教育振興費、18節児童用図書購入費、これに関連して、中学校の部分、105ページの18節です。それから、107ページの幼稚園の教育振興費の備品購入費。その3カ所の、実質2カ所なんですけども、図書購入費、それぞれ計上していただいております。

私、この年になって、もっと勉強しておいたらよかったとつくづく反省をしております。と言いますのは、これは読書の関係の講習会、ご案内をしていただきました。図書館とまちづくり奈良県ネットワーク、そういう組織のほうから研修会があるんで来てください、五十嵐絹子さんのご講演でございます。

非常にいいお話を聞かせていただきました。文部科学省、学力調査をされて、国際的に日本の学力が低下している。その原因が何であるかというのはいろいろとございますけれど、調査によると、読書は好きですかと、小学生と中学生に聞かれました。好きですと答えた人の学力と、好きじゃないですといった方の学力の差が歴然としている。要するに、読書が好きな生徒さんは、非常に学力が高かった、こういう調査が文部科学省でも確認をされているということでございました。

それ以外、一方では、ゲーム機、テレビ、これは脳を鈍らすと。理由は、なかなか東北大学の脳科学の先生、川島隆太先生がおっしゃっています。読書は前頭前野で鍛えると。これが鈍ることによって切れると、そういう状態。それは鍛えないと切れる子どもになる。

切れる原因については、食事の問題もあるんですけれども、アドレナリン、ゲームをするとアドレナリンが、興奮すると出る。それは、もっと言うと、子どもを見てたらわかるんです。依存症になる。どんどん、どんどん、ゲームをしたくなる。それにのめり込んでしまう。そういう傾向にあるということ、図書の本を読むということ、非常に背中合わせの傾向にある。それによって図書の利用が減っていく、こういうふうな相関関係が考えられるのかと。

そういう意味では、ぜひとも児童用の図書の拡充を図っていただきたいというふうに強く

感じました。

きょう、卒業式に行かせていただいて、ちょうど控え室に図書館がございました。そういうことで興味がありまして、私も小学校の図書館、ずっと見ていたんですけども、子どもにとって非常にいろんな工夫をしていただいて、それからお聞きしますと、司書さんも派遣していただいて、体制は非常に整えていただいているということは、現場の方からも聞かせていただいています。工夫もされて、一生懸命やっただいていただいているというのはすごく伝わってきました、現場を見させてください。

それが、更に充実、子どもが今までの図書の貸し出しの、1年ずつ、1割ずつふやすとか、そういう図書の向上につながるような、図書購入費をふやしていただいて、幅広い本の種類を子どもたちに、興味のあるような本の充実を図っていただく、その辺のところを実態も含めてお聞かせを願いたい。

これは、私、さっきページ、言いませんでしたけども、市立図書館、當麻と新庄、両方ございます。1,000万円の図書購入費、114ページの18節に1,000万円の予算を計上していただいておりますけれども、その辺の実態につきましてもお聞かせを願って、今後の図書の充実をお願いしたい。

さらに、先ほどの川村委員のお話ございました。私も学童保育、児童館、ちょっと私も、学童保育の現場を新人研修で見させていただきました。

そこには本も、あるようでないようで、備品購入の中に入っているのかどうかわかりませんが、あまり意識をされているように感じませんでした。

6時半まで、子どもさんが過ごされるスペース、大変、夕方の6時半までの貴重な、子どもにとっては、大人でもそうですけども、1日のうちの3時間をどう過ごすかというのは、これはうまく活用すれば毎日のことです。非常にためになる時間、有効に使っていただきたい。

体、体育、知育も含めてございますけども、そういう幅広い有効な時間を過ごすための図書に対する意識を、ここで持っていただいたらありがたいというのが1つ目の質問でございます。

それから、2つ目でございます。

113ページの文化会館、13節委託料でございます。自主事業開催委託料1,450万円、文化会館につきましては、非常に私も利用させていただいたこともございますし、それから、そういう自主事業を見させていただいた経験もございます。非常に音響もすばらしくて、若干、當麻と新庄はキャパが違うので、いろんな興行という面ではなかなか、入場料を取るという面では大きい方が実施しやすいというようなこともお聞かせを願っておりました。

非常に市民にとっては身近で、そういうすばらしいショーであったり、催しを見られるよい機会だった。幾ら大阪に近い、電車で行ったらすぐやというものの、高齢者等にとっては非常に身近で、そういうイベントをしていただくというのは興味があるところかと思えます。

いかにそういうニーズに合ったもの、たくさん入場していただく企画が必要かなと感じます。

満席になっていただけたらありがたいんですけど、なかなか内容によるものか、時期によるものか、いろいろ理由はございますでしょう。そういう難しさもあるとは思いますが、その辺の状況についてお聞かせを願いたいと思います。

それからもう1点でございます。

110ページの文化財保護費、負担金補助及び交付金。先ほど、私、本当は質問したかったんですけども、というのは、観光費のところでは委託料、孝女伊麻史跡広場管理運営委託料15万円と、こういうふうには予算。観光費で孝女伊麻の支援をしていく。私、近くでございまして、孝女伊麻さんの存在というものは、いろいろ小さいときから聞かされております。磐城小学校の前にも銅像があります。

きょう、卒業式に校長先生のお話のところに、伊麻さんのことについて聞きに来た生徒がおった、こういうご挨拶がございました。

私、観光という取扱いをしていただくということがすごく不思議と言いますか、よくよく考えて見たら、これは観光なのかなとちょっと疑問を感じます。

というのは、昨日のNHKのニュースでございます。以前から安倍さんも言っておられました。文部科学省では道徳教育を教科の1つに、こういうお話で、今年度、そういうことが前向きに進むと、こういうお話がございました。

私は、こういう機会でございますので、道徳教育推進のまち、何でや。こういうシンボリックな道徳の模範となる方が過去に存在している、こういうふうなことと、これを、こういう精神を受け継ぐというか、観光スポットではなしに、この孝女伊麻さんの精神を道徳教育の中に採り入れる。

なかなかお参りを、小学生、2月27日にお参りをいたしました。手を合わせてお参りをしておられる姿を見て、この子たちがこの精神をどこまで受け継いでくれるのかという、若干、疑問と言いますか、不安な気がいたしました。

非常にそういう意味では、今後、道徳教育の中で、こういうものも教材の1つとして、模範の1つとして、採り入れていただいたらどうかと、こういうことでちょっと、こういうところに文化財がええのか、どこがええのかちょっとわかりませんが、ご検討願いたいというご提案になります。

3つ、よろしくお願ひしたいと思います。

朝岡委員長 井上課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。

増田委員のお尋ねでございますが、まずこの図書館のことについてでございます。

初めに、2月末現在での図書館の本市学校の充足率を申し上げますと、小学校で120%、100%を超えております。中学校で99.4%と、ほぼ100%に近づいております。ただし、この数字は図書を廃棄しますと数字は減ります。現在はそういう状況でございます。

本市の小中学校におきましては、読書指導に大変、かねてより力を入れておるところでございまして、以前、市全体で受けました文部科学省の研究指定の際も、読書と国語教育の充実という二本柱でやらせていただきまして、各校とも力を注いでいただいております。

学校の図書館の本だけで、もし心もとない場合は、市立図書館から集団貸し出しという制度を利用させていただいて、100冊、200冊単位で必要な本をお借りしております。

図書館補助員のことについて触れていただきましたけれども、いずれの学校の補助員さんも大変よくやってくださっております、図書室の環境整備であったり、読書意欲向上のためのさまざまな取り組み、例えば図書館新聞のようなもの、あるいは教室に出向いてのエプロンシアター、紙芝居、素話といったお取り組みをしていただいております、先生方と一緒に読書意欲の向上に努めさせていただいているところです。

学力と読書の相関性、あるいはゲームのもたらす影響についてもご指摘がございましたが、このことも踏まえまして、更に充実を図ってまいりたいと考えているところです。

続きまして、幼稚園の振興備品についてお尋ねをいただいたかと思いますが、具体的な物品で申し上げますと、例えば折りたたみ鉄棒、一輪車、カラーマット、サッカーゴールといったものを要望させていただいております。こういったものをお聞きいただくと、みんな運動関係のものではないかというふうにお気づきになるかと思いますが、奈良県の小中学生、あるいは幼児の今、運動能力、体力が非常に全国と比べて低いんだと。県を挙げて各学校、幼稚園で運動、体力増強に努めなさいという県教育委員会からの指導もありまして、勢い、そういう運動面の今年は備品の購入を希望しているところでございます。

続きまして、道徳教育について、先ほど最後におっしゃっていただきましたけど、中学生につきましては、郷土読本を配らせていただいております。その中で孝女伊麻さんのことを採り上げて、市内中学生全員に紹介をしているところでございます。

またそれにかかわりまして、磐城小学校を中心に、伊麻さんのことも次第に別の地域の小学校でも触れて、伊麻さんの生き方に学ぶという取り組みが始まっているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 中井主幹。

中井図書館主幹 図書館の中井でございます。

先ほどの増田委員の1,000万円の図書費の内訳について、説明させていただきます。

今、葛城市におきましては、備品購入費といたしまして両館合わせまして1,000万円の予算を組んでおります。その内訳につきましては、新庄が600万円、當麻が400万円の予算でございます。

そして、今現在、平成24年度末の数字ではございますが、新庄図書館におきましては、蔵書冊数が約13万3,000冊ございます。そのうち、児童書につきましては、約4万2,794冊、當麻図書館におきましては、蔵書数9万3,184冊のうち、児童書が3万8,000冊ほどございます。

図書館は、児童書ばかりを買うのでなしに、一般書とか雑誌とか、いろんなものを買わなければなりませんので、この配分につきましては館長、また司書と相談させていただきまして、適正な配分で購入させていただく予定をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 伏見館長。

伏見當麻文化会館長兼新庄文化会館長 文化会館の伏見と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

増田委員のご質問にありましたように、文化会館における自主事業の開催状況についてのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

自主事業、公演につきまして、文化の振興、市民の方に喜んでいただくことを目標といたしまして、一流のアーティストのコンサートや音楽、曲芸や子どもさん向けの公演など、多彩な計画のもとでやっておりますのでございます。

それで、状況につきましては、平成25年度、今年度ですけれども、平原綾香コンサートを行いましたところ、満席ということで、チケットも完売しております。また、谷村新司コンサート、これは昨年平成24年度で行いましたけれども、このコンサートにおきましても、チケットが全部完売したということで、それで満席になりました。

このようなことで、かなり有名なアーティストを、大阪へ行かなくても気軽に市内の文化会館で聞いていただけるということを考えておりまして、そういうメリットがあるのじゃないかなと思っております。

また、一昨年ですけれども、いっこく堂のスーパーライブということで、これにおきましても満席になったということで、かなり私どもの方では喜んでおるということでありますけれども、毎回、アンケートを採らせていただいております、住民の方にそのニーズをよく取り取って、市民に喜んでいただける立派な自主事業が開催できていけば、取り組んでいきたいと、そういう立派な自主事業の開催に取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

朝岡委員長 中井主幹。

中井図書館主幹 図書館の中井です。先ほどの追加説明させていただきます。

図書館におきましては、団体貸し付けがございまして、児童館とか保育所、小学校、先ほど井上課長が言われましたように、そういう団体に対して貸出制度がございまして。一般には1人につき5冊なんですけれども、団体貸し出しにつきましては、上限が1回につき300冊まで借りていただくことができます。

そして、学校で不足するような図書につきましては、そういう貸出制度を利用していただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。

非常に図書につきましては、120%、99.4%、高い数字で利用していただいております。マックスの状況やということで、非常に安心をさせていただいております。

ただ、この講習会のところで、私、感心した活動をされているなというのをお聞かせ願ったことが1つ、ございます。

個人的に、この方は誰が読んでいない、誰が利用していない、総合的に見て利用がされて

いるというのは今、聞いてわかったんですけども、未読者をなくすんだと。要するに、全ての生徒さんにそういう本を読む習慣を、多分、小学生ぐらいくせつけんと、こんな中学校になってから本を読む、私みたいな本を読まない者が、非常に頭の回転も悪くございますし、そういう意味では、小学生の間に未読者ゼロみたいな目標を持っていただいて、そういう啓発もやっていただいたら、更に平準化を図れるのかなと。

全ての生徒さんに対して、そういう啓発も更にやっていただけると更にありがたい、こういうふうに思います。そこのところもよろしく願いいたします。

それから、先ほどの道德の、道德郷土読本は私も読ませていただきました。承知をしております。それはわかっております。

十数ページの文章を読んで、その肝の部分がどこまで伝わるかという、なかなかそんな簡単なものやないん違うかなと。道德とは、もっと奥の深いものがあるのかなと思います。

だから、1つ、例にとってこういう伊麻さんを通じて、郷土の道德意識を高めていただくような、今後の教育の1つのあり方があってもいいのかなと。

こういうモデル教育の実施みたいな、そんなことが、このシンボルから、シンボルと言ったら失礼ですね。そういう先祖から受け継いでいく、そういうものがあればなど、こういう思いをしておりますので、また教育長、その辺のところをお願いします。

それから、自主事業でございます。

平原綾香、谷村新司、いっこく堂、私の家内も非常にこの自主事業、レギュラー出演で、毎度毎度、友達連れて行っております。よかった、よかったと帰って来ます。

私、ちょっと心配したのは、平成24年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の中で、自主事業の2事業に対して、疑問を感じました。それが今回、聞かせていただく理由でございます。

1つは、これも中身は言いませんけども、250人の来場であったと。これ、ただ、無料のイベントでございます。250人。これは事業費ゼロと書いてありますけれども、自分らでやらはったやつということですね。

もう1つは、150人の来場者、こういう事業が8事業のうち、360人、これは半分以上入っていると。半分以下の事業が2つほどあるので、そういうことはなぜなんだろうと。聞いたら、幅広いニーズで調査をされているというふうにお伺いしました。

イベントの内容を見てたら、じいちゃん、ばあちゃんがちょっと行こうか、なかなか遠くに行けない方に対するニーズ調査の内容であるのか、そこところが若干、疑問を呈するメニューの検討内容、ちょっとそれが気になる場所ですので、バランスのいい、誰にでも親しまれるようなメニューの自主事業にさせていただいたら、より文化会館の必要性が高くなるんだと。あんな、もう2つのやつ、1つでいいん違うかというような話も出てくることがないかなと思いますので、その辺の内容充実も含めまして、最後、よろしく願いしておきます。

朝岡委員長 井上課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。

本を読んでいない児童・生徒をなくす、未読者をなくすと、大変重要なことでございます。
本市の場合、小中学校におきまして、ほぼどの学校も朝読書の時間を設けております。10分、15分程度ですけれども、担任の先生とともに児童・生徒がその短時間ながら、本を無心に読むという時間を設けておりますので、その分、未読者をなくすことにそれは貢献しているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 伏見館長、ですから、平成26年度の今、予算の審査なので、1,450万円の内訳も含めて。そういうことやろ、中身もね。大西教育長。

大西教育長 ご質問、2点、私のほうから。

1つは、道德教育のことにかかわってございますけれども、ご存じいただいておりますように、この日本人の道德心の向上ということで、文部科学省のもとでその充実ということで、年間計画、週35時間ありますけれども、それを確実に実施するよというということで、準教科書的なもの、こういうものも今、文科省として試作中で、見本的なものは私どもも入手しております。

教材としては大変分厚いものが今後、この4月から来年の4月ぐらいには配布されるんじゃないかなと思っています。

そういう中で、公德心等々につきましても身につけられますので、そういうものをすりあわせながら、今、葛城市の孝女伊麻の内容につきまして、それを道德教材の中へ入れていくということは検討していきたいなと思っています。

それから、文化会館の自主事業、今、1,200万円の予算でございまして、入場料をいただいて企画するのは3つです。3つを計画しております。これは例年、3事業ということでしております。ここはなかなか、おっしゃっていただきますように、全てその3事業を満席にするということはなかなか難しいところも正直、ございます。アンケートを採りながら、いろんな年齢層の方のご要望に応えたいということで計画しておるところでございます。

これにつきましては、文化会館の運営委員会もございまして、その委員さんにもいろいろ相談しながら、できる限り、可能な限り、大勢の人が来場いただくようなものを計画していくということでございます。

現時点で、今はそう思っておりますけれども、まだ、いろいろな企画等でございますので、平成26年度につきましては、次年度、これというのは今はまだお聞かせできないところでございますので、ご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、消防費並びに教育委員会費について、お伺いをしてまいります。

96ページの消防費、1目の広域消防費についてであります。この平成26年4月をもって、広域消防に移行するという形で、初めての費目であります広域消防費が計上されたわけでありまして。合わせて4億7,489万5,000円であります。

そこで、これまでの葛城市の消防の常備消防として計上されてきた経費とのかかわりでお伺いをおきたい、このように思います。

この4億7,489万5,000円のうち、経常経費と投資的経費、当然、この広域消防に移行するにあたって、本部の増改築等々、あるいはこの無線の近代化等々がやられるわけであります。投資的経費もあるというふうに思いますけれども、どのような、きっちりしたものでなくてもいいですから、この内訳になっているのか。お伺いをおきたいし、また、これは財政課のほうになると思いますけれども、平成26年度の消防基準財政需要額の消防費の額について、お伺いをしたいとこのように思います。

次に、まいります。

3目の消防施設費についてであります。平成26年度は503万円が計上されています。そのうち、主なものとして、13節の委託料360万円、説明では消火栓新設等工事委託料として360万円が計上されております。また、消防施設整備事業補助金100万円が計上をされております。それぞれの財源の内訳について、まずお伺いをおきたい、このように思います。

それから、98ページの、これは関係する経費でありますので、結果として4つになりますけれども、13節の委託料と19節の負担金補助及び交付金のうち、既存木造住宅耐震事業委託料45万円、19節の方の既存木造住宅耐震改修工事補助金90万円、これは、この間、ずっと計上され、耐震診断や耐震改修工事に対する補助をし、この来るべき南海トラフの大地震や、あるいはこの近傍にあります中央構造断層帯の地震による被害を最小限に食い止めるという形で取り組んできています。

これらは、葛城市の耐震改修促進計画にも当然、整合性のある事業として、やっているわけでありますけれども、これまでの実績で、耐震診断がどの程度、行われ、耐震改修がどの到達点になるのか、この点をお伺いしたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 中田課長。

中田消防本部総務課長 消防本部の総務課、中田でございます。よろしく申し上げます。

まず最初に、広域消防組合負担金の内訳でございますけれども、平成25年度の常備消防費の人件費を含んだ予算額は4億5,332万8,000円で、広域化消防組合負担金として平成26年度は4億7,489万5,000円の予算計上でございます。

前年との比較としましては、2,156万7,000円の増額で、人件費としましては、平成25年度当初予算は4億1,998万4,000円、平成26年度当初予算は4億1,066万1,000円で、932万3,000円の減額でございます。

その他の経費として、平成25年度は3,334万4,000円で、平成26年度は6,423万4,000円、3,008万9,000円の増額でございます。

増額分としましては、広域消防組合消防本部分の経費でございます。1,388万円、庁舎の外壁、遮光屋根塗装及び屋上防水工事の事業費として1,520万4,000円。広域消防組合発足に伴います消防署として必要な経費296万2,000円でございます。合わせまして3,204万6,000円が、平成26年度、新たに計上した事業費でございます。

なお、本年は水槽付消防ポンプ自動車5,499万4,000円を計上していますが、同額の記載を流用するため、負担金の額としては変わっておりません。

あと、もう1点でございます。

消防施設整備事業費の財源内訳でございますが、財源内訳は全て一般財源で予定しております。

以上でございます。

朝岡委員長 伏見課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。よろしく願いいたします。

ただいまご質問いただきました消防費、3目消防施設費の13節委託料360万円、これの財源の内訳について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

消火栓設置等工事委託料360万円の事業でございますが、これにつきましては、4カ所、新設消火栓の設置工事に伴います委託料でございます。

財源といたしましては、消火栓関係につきましては、単独事業で起債対象外ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

朝岡委員長 山本部長。

山本総務部長 交付税上の消防費の基準財政需要額でございます。

平成25年度の算定の数値でよろしゅうございますか。5億8,888万1,000円となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 菊江理事。

菊江総務部理事 生活安全課の菊江でございます。白石委員のご質問の、13節委託料の既存木造住宅耐震診断事業委託料と、19節の負担金補助及び交付金、既存木造住宅耐震改修工事補助金につきまして、ご説明申し上げます。

この耐震診断の事業でございますが、これは平成18年度から始められておりまして、平成25年度までに何件、診断されたかというご質問であったかと思われませんが、106件になったところでありまして。平成18年度は23件、平成19年度36件、平成20年度11件、平成21年度10件、平成22年度6件、平成23年度10件、平成24年度2件、平成25年度8件ということで、平成24年度におきましてはわずか2件しか行われなかったということから、白石委員がおっしゃりますように、非常に震災などが心配される中で、もっと向上してほしい、させなくてはならないということでございましたので、広報誌など、また有線、無線にも数回にわたって呼びかけさせていただきまして、平成24年度2件に対し、平成25年度では8件の耐震診断を実施していただきました。

また、耐震改修工事の方でございますけれども、これにつきましては、平成21年度から始まっておりまして、平成21年度に2件、平成22年度1件、平成23年度1件、平成24年度1件、平成25年度2件ということで、これも強く呼びかけさせていただきまして、平成25年度におきましては2件という形の中で耐震診断改修をしていただいたところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれの答弁をいただきました。

この間、広域消防に移行するにあたって、いろいろ議論もされてきたわけでありまして、その中で、広域消防に移行することによって、やはりどのようなメリットがあるのか。この消防や大きな災害が起こったとき、あるいは経費的にどうなのかということで、議論もしてきたわけでありまして。

そのような中で、やはり広域的なこの大災害が起こったときには、やはり単一の消防署でもなかなか対応できない、手続も簡素だ、直ちに近隣の所々から駆けつけていただいてもらうというふうなメリットとか、そういうのが議論されました。しかし私は、これはもう当然のことだというふうに思います。

では、やはり、この経費の面において、どれだけのメリットがあるのかということも議論もしてまいりましたけれども、提案されてきた経費の推移からすれば、この効果が出てくるのはやはり、まだまだ先という話でありましたし、現実には、投資的経費等を含めていけば、これは当然そうなるというふうには思います。

しかし、実態としては、投資的経費そのものがやはり3,000万円を超える費用として出てきているということで、当面、この広域化による経費的なメリットというのはなかなか出てこないということでありまして。

しかし、財政のほうからご答弁いただきました。平成25年度の消防費における基準財政需要額については5億8,000万円ある。こういうことだから、えらい乖離があるなというふうに思うわけでありまして。

これから、この予算委員会や決算委員会等でも、こういう議論もなかなか消防の、議会の方には届きにくいということがあります。しかし、予算の中でこうやってご出席をいただいて議論をするということになれば、1つは、この光明かなど、こういうふうには思うわけでありましてけれども、これからも予算委員会は誰か出席してくれますのか。そのことは置いておいて次に進みます。

消防施設費についてであります。

いつもなかなか質疑と答弁がかみ合わないということでありましてけれども、私がこれまでの質疑の趣旨というのは、例えば消火栓の新設等工事委託料360万円、これは4カ所をやられるということでありまして。

これまでの財源の内訳では、このたびも防火水槽については計上されていない。これはまたお伺いをしたいわけですが、10分の1のご寄附をお願いしている。防火水槽と同様に、これまで、平成25年度の予算まではそうなわけですが、それは歳入の面においても、この費用の経費の財源においても、一般財源ということは当然、寄附はこれ、一般財源ですから、その一般財源の中に寄附が含まれているのかと。幾ら含まれているのか、改めてお伺いをいたします。

そして、後段の消防施設整備費事業補助金100万円です。これも、補助要綱からすれば、

市の補助金を3分の1というふうに理解をしているわけではありますが、これに間違いありませんか。ということは、3分の2は、これは地元大字の負担ということになるわけでありませぬ。

私が強調したいのは、この消火栓にしても、消火器具、消火器具の格納箱を含めて、ホースや筒や、そういうものは市民の安全安心、命や財産を守ることにあって、初期消防にとって、これは大切な事業であります。こういう事業が本来、これは行政として税金で賄われるべきものである。私は、この法の規定からしたら、当然、そうあるべきだというふうにおもっているわけでありませぬ。

この間、議論をする中で、改善されてきたんです。防火水槽についても、消火栓についても、当時は、私が議員になった当時はどれほどだったかと言いますと、2分の1でした。それが3分の1に軽減をされ、そして10分の1に今日ではなっているんです。

昨今、地方自治体の財政は厳しくはなっているけれども、この程度の費用を賄えるだけの力があるわけです。やはり、この市の責任でやっていくべきだと思います。

先ほど、防火水槽について触れました去年もなかった。その前もなかった。3年連続して防火水槽の設置がない。防火水槽は大体、1基1,000万円程度かかるわけです。この負担、10分の1とするならば100万円かかるんです。しかもそこへ土地は地元で確保する、こういう条件。しかし、この間、葛城市のこの事業に係る負担金の徴収条例の中で、大字や改良区が行う事業については、その用地取得費の2分の1を市が認めた場合に補助をすると、こういう制度、画期的な制度をつくっているとなりました。そういう条件整備ができていながらもかかわらず、防火水槽がまだできないというのは、設置が予算化されてきていない。私はこれは、大問題だと思っています。

防火水槽は、これは消火栓よりもずっと初期消防という側面だけではなくて、大きな防火水槽であれば十分、火災に対応できる能力があるわけで、これが整備されれば、本当に火災からの脅威も、類焼の脅威は、これは大きく軽減をされる。そういう役割を果たせるのが防火水槽やと思っています。

これは、確かにたくさん整備されてきた。これは大字や住民の皆さんのご協力によってこうなってきたわけです。ここまでなってきたら、やはり、小さな大字や財政力のない大字に対して、やっぱり負担をなくしていく、こういうことによってちゃんと設置を促進する、このことが求められる。闇雲につくったらいいいということで私は言っているわけではありませぬ。

やっぱりこの所管は、防火水槽の設置されている状況はきちっとつかめているわけですから、やはり、集落のこの状況からしたら、どこに防火水槽が必要なのか、これはもうわかるわけです。

そういうことをきちっと把握をし、年次計画を立てて大字と相談をして、この設置を推進していくと。3年間、設置がないなんていうのは、これは計上されてこないというのは、私たち、市民の安全安心、生命、財産を守る、そういうことを使命としている者からしたら大きな問題があるというふうに思うわけです。

この点、いやいや、大字から要望がなかったから上げてまへんねん、これでは困る。そら、大字の要望は要望として、これは受けたらよろしいやん。しかし、市が、その後が耐震診断とか、耐震改修の補助にも触れますけども、市がちゃんとした計画を持ってやるべきだ。これは私、何回も言った。しかし、改善される動きがない。

とにかく予算、決算が終わったらもう忘れてしまう。私もこれ、何回も何回も言うのは、なかなかしんどい話なんです、ほんまに。だから、同じことを言わせるようなことのないように、やっぱりやるべきだというふうに思います。

それから、耐震診断、耐震工事に対する助成の問題です。今、理事からご答弁をいただきました。累計で耐震診断が106件、木造住宅の耐震改修工事について、累計7件。

ご承知のように、葛城市は耐震改修促進計画を持っている。その計画からすれば、住宅特定建物の耐震化目標ということで、住宅分については平成18年当時、耐震性が不十分な住宅が2,590戸あるというふうに出ています。そして、これを平成27年までに650戸を耐震化する。そして、耐震性が不十分な住宅、これでも1,230戸が残っちゃうわけです。この目標からしたら550戸。しかし、実際には7戸であると。もちろん、耐震診断が進まないとその耐震工事も進まない、これは道理であります。

計画というのは、法の規定によって、やはりつくらざるを得ないとなるけれども、やはりつくった計画が、まさにそれぞれの原課の指針。やはり単年度、単年度の予算の編成のときに、どういう目標を持ってどういう予算をつけるのか。そして、その計画にどれだけ接近をするのかということをしてもらわないと、これは毎年、毎年、これは上げとかないと、これは上げとかないという形で、そういう予算の編成の仕方になってしまう。目的意識的にこの予算を編成する、こういうことにはならないというふうにならないんです。

これ、言わなかったのは、今回、広域消防になってまた新たに消防行政について、葛城市全体がやはり責任を持たないということになって、新たに定義をしたい。

こういう、耐震診断が106戸、耐震工事が7戸、さんたんたる状況の結果ということを上げたい。

ご答弁いただけるのであれば、ご答弁をいただきたい。もうよろしいですか。

質問の趣旨はおわかりいただいたというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。副委員長。

岡本副委員長 白石委員に続いて、消防でお伺いしておきたいと思います。

白石委員、財政的なことをご質問されたわけやけど、今、ざっと計算したら、基準財政需要額、常備と非常備足したら90%、予算から見たらな。しかし、これ、広域になってきたら、その辺をよう考えんと、今でも3,200万円ですか、広域になったがために屋根の修理や何やとこう行くわけやけども、よう気をつけておかなあかんのは、その基準財政需要額、100%使えるとなってもできるだけその金をよそに回さんと、消防で5億8,000万円、使えると全部持っていかれたら、ちょっと財政的にしんどいと思うから、広域で向こう行った職員もちょっとそこら、よう見てやってほしいと思います。

それと、この間、広域の中で、今年の4月から広域になる。通信指令、平成28年、ちよっ

とど忘れしたけど平成28年と聞いているわけだけど、その間には、今現在ある消防署、ずっと残していくということだけど、119、かかってきたら、平成28年まではここで受けるということやわな。それはそんでええわけけども、広域になって、例えば私の村、一番東の端で一番遠い。なら、今、広域になってんから、例えば救急とか火災とか、ここから高田市へ要請して来るとか、それはまだ早いということかいな。その可能性はあるわけか。これ、4月からすぐせいということのないわけだけど、例えば6月、8月でもええわけやけど、受けるのは葛城市で受けるけど、例えば火災が起きた、なら近いところから出動させるというようなことはできるのかということをもまず1つ、お尋ねしたいというふうに思います。

消防団の関係、広域になれば4月から、前から市長、言うてはったように、こちらの方へ、こちらの行政側に来るということで、昭和54年以前の体制になってくるんやなど、中身は別として。

そのときに、私、心配するのはサイレンの吹鳴、今でも両庁舎でこれ、やっているわけやな。消防署をつくった当時からどっちですんねん、団長いのかす権限は誰やとかもんだときもあったわけやけど。

例えば、先のことを考えて、広域になったときに、今の110番やないけど、1カ所で受けるわけですやろ。そこで聞いて、各消防署へ火災出動とか救急とか出てくるわけですわな。そのときに両庁舎、葛城市の消防団の人らに連絡する体制、いわゆるサイレンの吹鳴、それはどんな方法でされるのかということをお聞きしたい。

それと、白石委員の関係で聞くねんけども、その消防施設費の関係で今現在の防火水槽と消火栓の数、それに対して消防水利の基準、あるわけけども、どのぐらいになっているのかということと、今、白石委員から言われたように、その基準からまだ満たしていない、十分、100までいくことないわけやから、それはいろんな事情、あるけども、やっぱり計画を立てた中で、一番低いというか、例えば1つの大字で1つも防火水槽ないと。とてもこれでは消火能力がないというようなところからでも、きちっとやっぱり詰めていかないと。

口先だけで、災害起きたら災害起きたらって、地震の災害起きて、火災が絶対行かんという保証、ないわけやから、やっぱり倒壊すりゃあ火災につながってくると。

それからしたら、白石委員おっしゃるように、以前からそういうことである程度、計画してきているわけだから、やっぱり考えて、例えば5年なら5年、10年なら10年、計画立てた中で、この年は1基になるかわからないけど、例えば、次の年は2基をつくるとか、そういうような方法でいかないと、消防水利の基準、なかなか達成するまでに時間がかかりすぎると思うので、まして広域になってきたら消防団は行政やと割り切ってしまうたら、やっぱりこれも困ると思うわけやから、広域になっても団、動いてもらうのは行政かしらんけども、やっぱり出動するのは常備消防が出動していくわけだから、そこらも考えて、どういうことになっていくのか、今現在の数と、将来計画というのか、その辺をちょっと教えてほしいと思います。

朝岡委員長 岩井消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。よろしく申し上げます。

先ほど、岡本副委員長の出動態勢でありますけれども、基本的には今の段階では、平成28年の指令台の整備までは現行体制で各所属とも出動を考えておりますが、委員指摘のことにつきましては、早急に警防体制を現在、検討されておりますし、その趣旨のことはこちらの方から意見として申し上げているところでございます。

サイレンの吹鳴につきましては、現在、消防団とその旨、検討して通信のデジタル化までにその件も承知しておりますので、結論を早く出して、不安の与えないようにしてまいりたいと思っております。

朝岡委員長 伏見課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。

ただいまご質問いただきました件につきまして、ご説明させていただきます。

消火栓、それから防火水槽、これの戸数につきまして、ご説明させていただきます。

消火栓につきましては、現在、葛城市内に1,147基、ございます。防火水槽につきましては、142基の防火水槽が市内に設置されております。

消防水利の基準に基づきます充足率につきましては、正確な数字は出ておりませんが95%以上というふうになっております。

それから、将来の設置計画等につきましては、消防水利の基準に満たない地区、その他場所、これにつきましては、逐次、消防水利の設置を進めるというふうな形で計画をしております。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 今言うている出動態勢、サイレンの吹鳴、早急に検討するということですので、ここで結論出なかったら、一応、早急にそのようなことをしていただきたいというふうに思います。

今、伏見課長の方から消防水利の基準ということで、95%、確かに出てくるやろうと。これは消火栓の話であって、防火水槽を含んでいるというけれども、やっぱり消火栓も消防水利の基準から言う消火栓にはなっていないわけだから。口径も小さい。その口径から言ったら、えらそうに言われへんけど、半分も、40%もいっていないというのが実態だと思うから、根性悪で聞いているのと違うてね、やっぱりあえて、消火栓もあれやけども、防火水槽、今、白石委員が言うてはるわけやから、防火水槽も含めてにらんでいったら、これだけの数にならないのだから、随時計画していくということだけど、ほんまに、やっぱり最低1年に1基ないし2基をつくっていかないと、本当に10年間で、計算どおりいかへんけど、10年間でやっぱり少なくとも近づける。こういうことにしとかんと、私、心配するのはさっきも言うたように、広域になりました、消防団は行政や。防火水槽は行政、つくらんかいな、われらは使うだけやということになったらかなんから、今のうちに言うとかんと、もう遅いかわからんけどな。せやから、余計、あえて言うてるわけだから、この課へきちっと引き継ぎをして、自分らも協力をするからやってくれよということだけをしといてほしいというふうに思います。

答弁、もう結構です。

朝岡委員長 教育費はまだあるの。質問だけ聞きます。白石委員。

白石委員 引き続き、教育費について、お伺いをしてまいりたいと思います。

1点は、この就学援助の問題についてです。改めてお伺いをしておきたい。

ご承知のことと思いますけれども、文部科学省は平成26年度の就学援助費の予算額を、消費税の増税に伴って、平成25年度と比較をして増額をしております。

そういうことで、本平成26年度に計上された就学、準要保護に係る、あるいは就園奨励に係る予算について、どのような措置がされているかということでもあります。

それとあわせて、これは毎回、改善をお願いしているわけでありましてけれども、国はこの間、支給項目としてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を平成22年度から実施をします。それに対して、財源の手当てをしているわけでありまして。

これは追加された項目について、平成26年度において措置をされたのかどうかという点もお伺いをしておきたい、このように思っています。

それから、過去大変、社会的問題になっているいじめ対策の問題であります。

これはもう、言うまでもありません。いじめの問題は深刻であります。私どもにも相談が寄せられます。

現在、本当に小中学校の先生方の適切な対応によってそれが解決されているというふうには、私は認識をしておりますし、そのように対応していただいているということを報告しておきたいというふうには思うわけでありましてけれども、やはり子どもの人権が損なわれる。

特に今、もう皆さん、ご承知のとおり、みずから命を絶つと、そういう選択をする子どもも出てきているわけで、本当に我々は、子どもたちの1人1人の人格を尊重して、命を最優先、将来の葛城市、日本を担う子どもたちが、本当に互いに慈しみ合って成長できる環境をつくるということが大事なことだと思えます。

しかし、やはり対症療法的なこともやっぱりやっていかなあかんわけで、本市ではこの不登校の子どもたちを含めて、スクールカウンセラー事業という形で、この事業もいじめの解決に大きく貢献をしているというふうに理解をしています。

この事業については、国費あるいは県費での補助はありますか。若干ということですがけれども、国はこういう昨今の状況を、やはり受けとめて、いじめ対策総合推進事業という形で、47億9,000万円の予算が計上されました。

これは、スクールカウンセラーの配置など、外部専門家の活用ということが中心みたいになりますから、我がまちでこれは活用できるかどうかは別にして、方向、方針としてはスクールカウンセラーを公立中学校に配置を、そういうことを進めようとしているわけでありましてけれども、今のスクールカウンセラーの事業とあわせて、やはり充実をしていく必要があるのではないかと思います。国の動きにかかわらず、やはり市が独自に取り組まれることも当然ではありますけれども、市が予算を計上して、その対策を推進するということでもありますので、そのことについて、私も詳細を把握しているわけではございません。その事業の中身がおわかりであればご説明いただきたいし、これが活用できるということであれば、活用していただければいいのではないかなというふうに思いますが、その点、お伺いをしておきた

い、このように思います。

それから、毎回毎回、小中学校、幼稚園でインフルエンザが広がることとあわせて、学級閉鎖についてのご報告を本当にこまめにいただいております。

それは本当にありがたいことでもあります。私もそういうインフルエンザの拡大によって、小中幼稚園、どれだけの学級等の閉鎖が行われているかというのは、つぶさにわかったわけでありましてけれども、この間、本当に白鳳中学校では2年生、全学級で閉鎖をするというふうな状況なわけで、これは適切な基準に基づいてやられているということで、私は承知をしているわけでありましてけれども、やはり、お母さん、お父さん方から要請されるのは、やはり学級閉鎖になって初めてインフルエンザが蔓延しているんだなというのがわかる。そして、わかってから家族がみんなインフルエンザにかかる。こういう状況があるんです。

私どもに連絡をいただいて、本当に実態をお知らせいただくのはありがたいんですけども、やはり、保護者との連携、あるいは協働を図り、そのことによってこの学級閉鎖に至らないインフルエンザの感染を防いでいく。さらには、家族の方々にも感染しない、そういう、今の厳しい、忙しい学校現場にこんなことを言うのはあれですけども、教育委員会等とこの連携をして、図れないものかというふうに思いますし、そのように保護者の皆さんは言われているわけで、私もこれはどうすればいいのか、これは本当に皆さんと知恵を出し合っ、こんなもの、見えないものだから、実際に2日間ぐらい潜伏期間があつてぱっと出てくるわけですから、本当にわかりません。

しかし、漫然とご報告を受けるだけでは能がないというふうに思いますので、ぜひこの点、現状のお取り組みもお聞かせいただくとともに、保護者の方々のご要望も生かしていただきたい、というふうに思います。

朝岡委員長 井上課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。白石委員のご質問にお答えをいたします。

まず1つ目の就学援助につきましてでございます。この準要保護に係る予算措置といたしまして、消費税増税分を勘案しているのかということでございますが、これにつきましては、従来どおりの金額で予算計上させていただいております。

また、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費につきましては、文科省のほうが平成22年度より実施をするようにとのことでございますが、以前にもお話し申し上げましたが、本市の場合、中学生につきましては、対外試合の遠征費等について大変補助をさせていただいております。今年度も若干、増額をして予算計上させていただいております。その分で、うちとしては対応をさせていただいておるというふうにご理解を願えたら幸いです。

ただ、一方で、私どもの方で学校現場に近年申しておりますのは、教材費であったり、さまざまなコストをできるだけ下げてもらいたいというのは、常に申しております。だから、ドリル1冊買うにも安易に買わないという方向は、保護者の負担を減らすという意味からいえば大事なことでございますし、遠足にしましても、行く場所を十分に考えるとといったことも保護者負担を減らすという方向になろうかと思っておりますので、そういう方向で取り組ませていただいているところでございます。

続きまして、いじめ対策につきましてのお尋ねでございます。実は、葛城市の方で現在、市と市の独自のものとして、いじめ防止基本方針を策定にかかっているところでございます。

市町村のいじめ防止基本方針は、これは努力義務でございますが、やはり本市としましては、市としてのものがぜひとも必要であろうということで、教育委員会に提案をさせていただき、今後、市としてのいじめ防止基本方針を策定し、取り組みをさせていただきたいと考えております。また、本年度中に各学校ごとのいじめ防止基本方針は、策定がなされてまいります。

このいじめ対策につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、スクールカウンセラーというものの存在が大きいのではないかとございまして、まさにそのとおりでございます。本市では新庄中学校のスクールカウンセラーにつきましては、県の方から派遣をされております。これは補助事業と申しますか、県からの派遣でございます。

一方で、白鳳中学校のスクールカウンセラーは、それよりも時間数が多うございますが、これは市単費で設置をさせていただいております。この白鳳中学校のスクールカウンセラーにつきましては、時間数が多い分、もし新庄中学校のカウンセラーだけで対応しきれないという場合は、そちらの応援にも入っていただくこととしております。

また、スクールカウンセラー以外に教育相談室がございます。そのスクールカウンセラーと教育相談室、そして私どもの学校教育課の3つで、そういういじめにつきましては、きめ細やかに、また重篤な事態に陥るまでに改善、解決をしていく方向で進ませていただいているところでございます。

国のスクールカウンセラーに事業の分の変更につきましては、ちょっと私、今、承知をしております。

3点目のインフルエンザについてのお尋ねでございます。今年のインフルエンザ、私がいつも集計をさせていただいているんですが、非常に突発的に起こります。きのうまで全員そろっていた学級が、きょうになったら10人おられませんとかいう、そういう事態でございますので、常々学校には手洗いの励行、うがいといったことを子どもたちに指導するようにというのは、指導しながら、また、学校におきましては保健室だよりであったり、学年通信という形で保護者の方に呼びかけもさせていただいているところですが、やはり、こういう急激な流行となってまいりましたときに、さらに学校とも協議をしながら、保護者さんへのアナウンスをもう少し充実させていって、保護者のご協力も得ながらインフルエンザの防止について努めたいと考えているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 ご答弁をいただきました。

就学援助、あるいは就園奨励制度、これらの充実は、これはもちろん、義務教育に係る費用、これはやはり国が第一の責任として、地方自治体も含めてやはり、なくしていくというのが、これは当然のことだと私は理解をしております。

そういう意味で、課長の答弁のように、やはり予算の編成の段階において、できるだけ保

護者の負担にならないように、経費の節減について周知徹底をしていただいているということ、このことは必要なことであります。

しかし、制度は制度として、やはりそういう教育を受ける権利と言いますか、義務教育に係る費用については、公的な負担が原則だということからしたら、それらを実現するための制度であります。しかし、この制度もその費用の負担、国は減らして地方自治体の方に回ってきているわけです。非常に、地方自治体として厳しい折でありますから、なかなか内容の充実という点で踏み切れないという部分がありますけれども、しかし、私は経済的な理由において、やはり学校の中で、地域の中で子どもたちが本当に肩身の狭いような思いはさせたくない。

同じように学校生活、地域の生活ができるようにやられると、そういう制度として、そういうことをちゃんと保障していく制度としてあるわけでありますから、ぜひ、国が消費税分のこの措置をされたら就園奨励、あるいは就学援助金の単価において実施されるように求めておきたい。

さらに、追加項目については、これも同じ答弁でありますけれども、私たち議会は、選手等の派遣については、これは市長はもちろんのことですが、本当に活躍していただいている児童・生徒に対して、これは保護者の負担をかけないこともありますけれども、大いに頑張ってもらっていただくということとあわせて、そういうことは予算額にしたら本当に知れたものです。それはそれとして要求していただければ、十分に答えたいと思います。

やはり制度は制度として、それが改正され、追加されてきたら、それはやはり予算の心配をしていただいているのはありがたい。議会としても、その程度のことは大いに市長にお願いをして、別枠としてやっていただけるというふうに思っていますので、改善を求めておきたい、このように思います。

インフルエンザの件についてはそのように対応していただきたい。当然、課長が答弁されたような取り組みは、私も伺っております。課長の答弁に、本当にこのたびのインフルエンザの突発的、元々、インフルエンザというのはそういう傾向があるわけです。ほんまに元気だった人が、いきなり熱を出し、せきこみ、するわけです。それは特徴として受け取っていかないと問題だと思いますけど、できるだけ学校の現場に負担をかけたくないというように思いますけれども、教育委員会、課長は大いにサポートしていただいて、この保護者との連携を取っていただきたいというふうに求めておきます。

以上であります。

朝岡委員長 予定の質疑時間がまいりまして、十分なご議論がいただけたと思いますので、7款、8款の質疑については終結をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時15分

再 開 午後4時30分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9款災害復旧費から歳出の最後でございます12款の予備費までの説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 それでは、9款災害復旧費から、12款予備費までの内容につきましてのご説明を申し上げます。事項別明細書につきましては、118ページとなります。

まず、9款の災害復旧費でございます。

1項の農林水産施設災害復旧費の1目治山施設災害復旧費につきましては、76万5,000円を計上いたしております。また、2目の農業災害復旧費につきましては、61万5,000円の計上でございます。

次に2項の公共土木施設災害復旧費でございます。1目の道路橋りょう災害復旧費につきましては、156万円を計上いたしております。

次に、10款公債費でございます。

1項1目の元金につきましては、9億2,243万3,000円でございます。2目の利子につきましては、1億8,216万1,000円、また3目の公債諸費につきましては3万3,000円をそれぞれ計上いたしておるところでございます。

次に、120ページでございます。

11款諸支出金でございます。

1項基金費の1目の財政調整基金費でございます。749万3,000円を計上いたしております。続く2目の減債基金費につきましては1,000円、3目の公共施設整備基金費についても1,000円でございます。4目社会福祉振興基金費につきましては5万9,000円でございます。5目の緑花基金費につきましては24万1,000円でございます。6目の公営住宅基金費につきましては1万円でございます。7目教育基金費につきましては1,000円、8目の土地開発基金費につきましては27万5,000円、9目の体力づくりセンター整備基金費につきましては2,357万6,000円、10目のふるさと創生基金費につきましては203万6,000円でございます。11目の国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては4,060万8,000円、また続く12目の地域振興基金費につきましては5億108万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、2項1目の雑支出金でございます。5万円でございます。

次に、122ページでございます。

12款の予備費につきましては500万円の計上をいたしているところでございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費、10款公債費、11款諸支出金、12款予備費につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、9款災害復旧費から歳出の最後、予備費までの質疑を終結いたします。

続きまして、歳入について説明を求めたいと思います。

山本総務部長。

山本総務部長 それでは、歳入の説明を申し上げます。事項別明細書につきましては、15ページをござらん願いたいと思います。

まず1款市税でございます。

1項市民税の1目個人につきましては、15億4,940万円を計上いたしております。現年課税分で15億2,440万円、滞納繰越分といたしましては2,500万円となっております。

次に、2目の法人でございます。2億4,835万円を計上いたしております。現年課税分といたしまして2億4,810万円でございます。滞納繰越分25万円でございます。

次に、2項2目の固定資産税でございます。18億4,800万円を計上いたしております。現年課税分といたしまして18億800万円を計上いたしております。滞納繰越分につきましては4,000万円でございます。

次に、2目の国有資産等の所在市町村交付金でございます。309万1,000円を計上いたしております。

次に、3項1目の軽自動車税でございます。6,910万円を計上いたしております。現年課税分で6,810万円、滞納繰越分で100万円となっております。

次に、16ページでございます。

4項1目の市たばこ税でございます。2億2,000万円を計上いたしております。

次に、2款の地方譲与税でございます。

1項1目地方揮発油譲与税につきましては2,900万円を計上いたしております。

次に、2項1目自動車重量譲与税でございます。7,000万円を計上いたしております。

次に、3款1項1目利子割交付金でございます。1,600万円の計上でございます。

次に、4款1項1目の配当割交付金につきましては、930万円の計上でございます。

次に、5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金につきましては、370万円の計上でございます。

次に、6款1項1目の地方消費税交付金でございます。3億5,200万円を計上いたしております。

次に、7款1項1目の自動車取得税交付金につきましては、1,400万円を計上いたしております。

次に、8款1項1目の地方特例交付金でございます。3,100万円の計上でございます。

次に、9款1項1目の地方交付税でございます。40億8,700万円を計上いたしております。普通地方交付税につきましては34億8,000万円、また、特別地方交付税につきましては、6億700万円を計上いたしているところでございます。

次に、18ページでございます。

10款1項1目の交通安全対策特別交付金でございます。530万円を計上いたしております。

次に、11款分担金及び負担金でございます。

まず、1項1目の農林商工費分担金につきましては、1,639万5,000円を計上いたしております。土地改良事業分担金でございます。

次に、2項1目の民生費負担金でございます。2億1,068万5,000円で計上いたしております。社会福祉費負担金では90万9,000円、また児童福祉費負担金につきましては、2億977万6,000円を計上いたしております。

次に、12款の使用料及び手数料でございます。

1項1目の総務使用料につきましては、1,135万5,000円、計上いたしております。自転車等駐車場使用料90万円、行政財産使用料で1,045万5,000円となっております。

次に、2目の民生使用料でございます。43万2,000円を計上いたしております。

続く3目の衛生使用料でございます。737万5,000円を計上いたしております。

次に、4目の農林商工使用料でございます。234万6,000円を計上いたしております。

次に、5目の土木使用料でございます。7,175万円を計上しております。道路橋りょう使用料で5,550万円、住宅使用料で1,599万7,000円、法定外公共物の使用料で25万3,000円でございます。

次に、6目の教育使用料でございます。2,686万3,000円を計上いたしております。小学校使用料で6,000円、中学校使用料で5,000円で、幼稚園使用料につきましては1,718万4,000円、社会教育使用料で874万5,000円、保健体育使用料につきましては92万3,000円の計上となっているところでございます。

次に、2項の手数料でございます。

1目総務手数料につきましては、1,207万4,000円を計上いたしております。総務手数料で2万4,000円、税務手数料といたしまして167万4,000円、戸籍住民基本台帳手数料につきましては1,037万6,000円を計上いたしております。

次に、20ページでございます。

2目の民生手数料につきましては1,000円を計上いたしております。

次に、3目衛生手数料でございます。6,254万5,000円でございます。保健衛生手数料で106万6,000円、清掃手数料で6,147万9,000円となっております。

次に、4目の農林商工手数料でございます。1万5,000円を計上いたしております。

続く5目の土木手数料につきましては、153万2,000円でございます。土木手数料で6,000円、都市計画手数料で152万6,000円となっております。

次に、13款の国庫支出金でございます。

まず、1項の国庫負担金でございます。

1目民生費国庫負担金につきましては、13億1,384万8,000円を計上いたしております。社会福祉費の負担金で2億9,758万7,000円、児童福祉費負担金で1億1,854万1,000円、児童手当負担金につきましては、4億9,313万6,000円、児童扶養手当給付費負担金につきましては、5,429万8,000円、生活保護費の負担金につきましては、3億5,028万6,000円のそれぞれの計上となっているところでございます。

次に、2項の国庫補助金でございます。

1目総務費国庫補助金につきましては、1,346万円でございます。

2目の民生費国庫補助金につきましては、2億578万1,000円でございます。社会福祉費の補助金で2,166万8,000円、児童福祉費補助金につきましては1,642万7,000円、生活保護費補助金につきましては166万2,000円、臨時福祉給付金事業補助金につきましては1億1,695万3,000円と、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金につきましては4,907万1,000円のそれ

ぞれの計上となっております。

次に、22ページでございます。

3目の衛生費国庫補助金でございます。5億1,706万4,000円の計上でございます。

次に、4目の土木費国庫補助金につきましては、3億7,048万円の計上となっております。

5目の消防費国庫補助金でございます。67万5,000円の計上でございます。

次に、6目の教育費国庫補助金でございます。204万5,000円でございます。小学校費補助金で58万7,000円、中学校費補助金につきましては30万2,000円、幼稚園費補助金につきましては15万6,000円、社会教育費の補助金につきましては100万円の、それぞれの計上となっているところでございます。

次に、3項の国庫委託金でございます。

1目総務費委託金につきましては20万9,000円、2目の民生費委託金につきましては913万7,000円、3目の教育費委託金につきましては23万6,000円の計上となっております。

続いて、14款県支出金でございます。

1項1目の民生費県負担金につきましては4億6,041万8,000円の計上となっております。社会福祉費負担金につきましては、2億8,271万円、児童福祉費の負担金につきましては、6,101万6,000円、児童手当負担金につきましては1億686万2,000円、生活保護費負担金につきましては983万円、それぞれの計上となっております。

次に、24ページでございます。

2項県補助金でございます。

1目総務費県補助金につきましては、170万円の計上でございます。

2目の民生費県補助金につきましては、1億1,833万3,000円でございます。社会福祉費補助金で8,265万2,000円、児童福祉費補助金につきましては、3,568万1,000円、それぞれの計上となっております。

次に、3目衛生費県補助金でございます。435万4,000円の計上でございます。

次に、4目の農林商工費県補助金でございます。4,707万2,000円の計上でございます。農業費補助金につきましては3,243万円、林業費補助金につきましては394万7,000円、商工費補助金につきましては1,069万5,000円の計上となっております。

次に、5目土木費の県補助金でございます。1万8,000円の計上でございます。

次に、6目の消防費県補助金につきましては、666万円の計上でございます。消防費補助金につきましては345万円、災害対策費補助金につきましては、321万円の計上となっております。

次に、26ページでございます。

7目の教育費県補助金でございます。250万1,000円の計上となっております。中学校費補助金につきましては1,000円、社会教育費補助金につきましては250万円の計上となっているところでございます。

次に、3項の県委託金でございます。

1目総務費県委託金につきましては、5,397万7,000円でございます。総務管理費委託金

につきましては195万9,000円、税務費委託金につきましては4,650万円、戸籍住民基本台帳費委託金につきましては3万8,000円、人権啓発費委託金につきましては50万円、統計調査費の委託金につきましては498万円でございます。

次に、2目の農林商工費県委託金につきましては807万5,000円の計上となっております。

次に、15款財産収入でございます。

1項1目財産貸付収入につきましては189万1,000円でございます、土地・建物貸付収入で182万2,000円、物品貸付収入では6万9,000円となっております。

次に2目の利子及び配当金につきましては1,033万9,000円でございます。

続く2項財産売払収入の1目物品売払収入でございます。650万2,000円計上となっております。

次に、2目の不動産売払収入につきましては、4,500万円の計上となっております。

次に、16款の寄附金でございます。

1項1目の一般寄附金につきましては100万円、2目民生費寄附金につきましては1万円、3目の土木費寄附金につきましては10万円。ページ変わりました28ページ、4目のふるさと応援寄附金につきましては200万円の計上となっております。

次に、17款繰入金でございます。

1項1目の財政調整基金繰入金につきましては8億9,300万円、2目の体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,501万5,000円の計上となっております。

次に、2項他会計繰入金、1目の住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては65万1,000円、次に、18款の繰越金でございます。8,000万円の計上となっております。

次に、19款諸収入でございます。

1項1目の延滞金でございます。500万円の計上となっております。

2項1目の預金利子につきましては36万9,000円でございます。

次に、3項雑入の1目滞納処分費につきましては74万5,000円、2目の弁償費につきましては3,000円、3目の過年度収入につきましては1万1,000円、4目の雑入につきましては1億3,381万2,000円の計上となっております。

最後に30ページでございます。20款市債でございます。

1項1目の総務債につきましては、22億5,930万円の計上となっております。合併特例債で17億8,430万円、地域振興基金造成事業債につきましては4億7,500万円の計上となっております。

次に、2目の衛生債でございます。6億6,430万円でございます。

続く3目の土木債でございます。6,600万円の計上でございます。

続く4目の消防債につきましては940万円、次に5目の教育債につきましては5,090万円、次に6目の臨時財政対策債につきましては7億1,000万円の計上となっております。

以上をもちまして歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。白石委員。

白石委員 歳出に引き続き、歳入についてお伺いをしてまいります。

市税についてであります。

市税の1項市民税、1目個人市民税あるいは法人市民税について、また固定資産税についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

この間、個人市民税あるいは法人についても、厳しい経済状況の中で、それぞれ厳しい数字が出てきていたわけでありまして、個人市民税を見ますと、平成26年度の予算額が15億4,940万円、前年比で1億1,380万円の増収になる見込みであります。

また、この法人についても2億4,835万円が前年比で1,506万7,000円の増額になる見込みであります。

一方、固定資産税については、平成26年度予算額は18億5,109万1,000円で、前年比で4,900万4,000円、2.6%の減額になっております。個人では7.9%、法人では6.5%の増になっているわけでありまして、それぞれどのような理由によるものか、主要な要因についてお伺いしておきたいとこのように思います。

まずこの市民税のうち、個人市民税、法人市民税、そして固定資産税についてお伺いをしたいと思っております。

朝岡委員長 西村課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。よろしくお願い申し上げます。

市税についてでございますが、はじめに個人市民税の均等割でございますが、積算義務者数が平成26年度は普通徴収で4,900人、特別徴収で1万400人を見込んでおります。

均等割の税制改正がございまして、地方団体で行われる緊急防災減災事業の地方負担について、地方団体みずから財源を確保するため、地方税において復旧復興のための臨時的な税制措置を講ずる目的で、均等割500円が増になりまして、平成26年度から平成35年までの10年間で500円増になります。500円の1万5,300人で、調定ベースで765万円の増になります。

その次に、所得割でございますが、予算編成時の平成20年度見込みは14億8,660万円で、そのうちの普通徴収は納税義務者数4,970人で4億1,020万円、特別徴収が納税義務者数が1万419人で10億5,080万円であります。

平成26年度の予算は14億7,200万円で、そのうち、普通徴収の積算義務者数が4,900人、予算額が4億1,270万円、特別徴収の積算納税義務者数は1万400人、予算額が10億3,430万円です。

平成26年度の予算編成時の景気動向指数が改善を示しておりましたので、このように予算を計上させてもらいました。

そのうち、給与所得控除の改正であります。その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限が設けられ、所得が上がるということになります。

法人市民税でございますが、まず均等割でございますが、平成26年度は572社を予定しております。そのうちですけれども9号法人300万円から7号法人41万円の1社が変わります。

それが葛城市内の事業所の従業員が50人以下になったため、平成25年度の予算より均等割の方は減額となっております。

次に、税割につきましてでございますが、予算編成時の平成25年度の調定見込み額は1億8,050万円で、平成26年度の予算額は1億7,610万円となっております。予定申告にて算出しておりますので、このような計上となっております。でも、シャープ、東洋アルミといたしましては法人割の予定はないことに、予定申告ではなっております。

次に、固定資産税でございますが、土地につきましては予算編成の平成25年度見込み額は7億3,310万円、平成26年度の予算額は7億1,900万円であります。

基準値の価格が以前、減少しております、平均で1.9%の下落をしておりますので、それに伴い路線価格も減額するため、宅地等の課税標準額が減額しております。

市街化農地の特例措置の終了及び開発事業において地目変更による課税標準額の一部増加もありますが、全体的なトータルで算出すると、平成25年度予算より減額となります。

家屋につきましては、予算編成時の平成25年度見込み額は7億1,960万円で、平成26年度の予算額は7億3,900万円であります。

平成25年中の新築家屋の試算の結果、新築木造費目とあわせて約220件となり、非木造については老人ホーム等、規模の大きいものもあり、取り壊しによる減少分もありますが、全体的なトータルでは平成25年度予算より増額となっております。

次に、償却資産であります、予算編成時の平成25年度見込みは3億9,950万円、平成26年度予算は3億5,000万円となっております。平成25年中の償却資産につきましては、平成23年度以降、減少が続いており、主要企業等の新規設備がほとんどないので、平成25年度と同等の減少率で試算を行っております。

新規の償却資産といたしましては、太陽光発電設備の増加も見込まれますが、全体的なトータルでは平成25年度より減額となっております。

以上であります。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 課長から詳細にご説明をいただきました。

個人市民税でこの1億1,380万円、前年度比で7.9%、1,000万円余りが増収になっております。これはこれとして厳しい財政状況の中、ありがたい話ですけれども、国の施策による東日本大震災の復興に係る増税というか、財源確保ということで、所得税とあわせて市民税についても徴収をされる。市民税については10年間ありますけれども、所得税については30年間かな、引き上げられるということでございます。

決してこの市民の皆さんが事業所得がふえて、あるいは給与所得がふえて、この納税に貢献をされているというわけではない。特別徴収などの納税義務者が、幸いにして葛城市においてはふえているということだと、貢献をされているのではないかと。

所得割が、特に1億円を超える増になっているという点のところも、今後、その内容について分析をする必要があるのではないかとこのように思います。

一方、法人については、本当にさんたんたる状況になっている。

葛城市の基幹企業としてこの間、本当に貢献をしていただいていたシャープをはじめ、東洋アルミ、法人税割がない、均等割だけ、こういう状況に陥っているわけです。

合併前後、法人税割、あるいは法人市民税そのものがどういう状況であったかということを見てみますと、7億5,000万円あったんです。それが2億4,800万円に激減をして、3分の1に減っているわけです。本当に、この資本主義、先進諸国としてまれな、この日本経済の停滞低迷が、こういう状況に本市の法人税の実態にあらわれているのではないかというふうに思います。

固定資産税も、これは市税、葛城市の財源として大きな比重を占めているわけでありましてけれども、4,900万円の減ということになっております。これは、課長が説明のように、基準値が毎年下落をしてとまらない。これは都市部は別として、地方では本当にどんどん減って入っている。直近でも1.5%のマイナスになっているというわけです。

そういう影響で4,900万円減額になっているけれども、しかし、固定資産税については本来、評価額が地下公示価格の3割程度で積算されていたものが、それが7割まで引き上げられたことによって、大きな負担がこの間、20年ぐらい前に、市民の皆さんにかけられてきた。

この20年来と言えば、地下公示価格が下がる一方で、地下公示価格が下がれば、これは固定資産税の評価額も当然下がるわけで、しかし、評価を7割程度、地下公示価格の3割程度で計算していたものを7割まで引き上げたために、地価が下落をしているにもかかわらず、固定資産税は下がらない、どんどんどんどんふえてきて、おととしぐらいまでは、おととしぐらいがピークやったと思うんですけども、負担調整等をしてきたけれどもふえてきて、大きな市民の皆さんに負担になる。これが、そういう地下公示価格と評価額が一致するというふうな中で、下落に転じてきているということになっているわけです。

本当に、市としては貴重な財源であるけれども、市民の皆さんの本当に過酷な負担のこの20年の中で、こういう財源が確保されてきているということを、我々はやはり明言しなければならぬというふうに思います。

収益を生み出す商店や工場や、そういうところは、これは税を賦課していくということは当然だと思いますけれども、住家やその伴う土地というのは、これは基本的に収益を生まない。財産的な価値はあるけれども、利益を生まない。まさに人間が生きていくうえで最低限必要なもの、資産、こういうことに過酷な税をかけるというのは、やはり大きな問題があるというふうに思います。

アベノミクスによって、本当に経済が回復をし、地元企業が設備投資をし、償却資産税がふえていく。法人税割がふえてくる、こういうことになれば、本当にありがたいわけでありましてけれども、この4月1日からこの消費税が導入をされて、今後どうなるかというのが非常に不透明な中にあるわけで、そんな中で、やはりこういう税の中身をきちっと我々は受けとめて、こういう財源を市民のためにいかにして使っていくかということ、やっぱり考えていかなければならないということを述べておきたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はありませんか。増田委員。

増田委員 私の方は、歳入の滞納繰越分であります。

ここに出ておりますように、個人の市民税2,500万円、それから法人が250万円、固定資産税が4,000万円、軽自動車100万円とございます。これは企業で言う未収金だったというふうに思います。公平性からいくと、より少ない。ほかの事業の中でも、各種未収金についてはいろいろと発生しているというふうに思われます。

管理方法につきましては、非常に葛城市の職員さんのご努力によりまして、おそらくこの数字はほかの市町村よりも低い率であろうというふうには思います。

その内容につきまして、若干ご説明をいただけたらありがたいと思います。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。

今、増田委員より滞納繰越分についての詳細ということでご質問いただいたわけなんですけども、2月末の状況からご説明さしあげたほうがいいのかとも思うんですけども。

市民税、個人市民税、法人市民税を含めまして、調定額の方が8,915万5,122円で、収納実績が1,889万6,272円と。収納率として21.19%となっております。

同じく固定資産税の方なんですけども、調定額が1億9,981万6,557円、収入済額としまして3,124万3,821円、収納率としまして15.64%となっております。

同じく、軽自動車税の方なんですけども、調定額が985万2,266円、収入済額で149万9,266円、収納率の方で15.22%というような現状になっております。

差し押さえの状況についてでございますけども、2月末現在におきまして、差し押さえさせていただいた件数が196件、金額としましては1億9,201万2,380円という形になっております。

それと、そのうち、換価になった分なんですけども、一般会計の方におきましては71件で366万9,339円という税額を換価させていただいております。

延滞金も差し押さえ等によりまして、収納させていただいているわけなんですけども、一般会計の方におきましては、市税、固定資産税、軽自動車税という形で、延滞金の総額としまして2月末の現在で1,026万1,127円という形になっております。

2月末の状況におきましては、そのような形になっておる次第でございます。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。非常にご努力いただいて、収納にご尽力いただいている結果でございます。

私、先ほども申し上げました、大変重労働と大変な業務であるかなというふうに、未納をされている方、滞納されている方に対して、いろいろと差し押さえまで含めた、人の力によって、事務的じゃなしにそういう足を運んでというふうな業務に当たっていただいていると感じるわけです。

先ほども若干、申し上げましたように、税の回収につきましては収納促進課の職員さんがいろいろと携わっていただく。恐らく、この滞納者、滞納者と言ったら失礼ですけども、この対象者につきましては、ほかの特別会計等にも出てまいるとは思いますが。滞納されている。

1人の方が複数の滞納をされているというふうなことを、ほかの会社ではよくある、よく聞いています。

要するに私、何を言いたいかと言いますと、市の方から水道料金は取りに来よるわ、税金は取りに来よるわ、何々取りに来よるわってとっかえひっかえ、だんだんだんだん、相手も何遍も来んなど。まとめて来いと。いや、うちは部署が違います、こういうふうなことも想定できるのかなと。

ある市の方にお聞きをしますと、債権対策チームと言いますか、未収金回収チームと言いますか、そういった情報を共有しながら、その対象者に向けて市の債権を、いろいろと交渉に当たる、こういう部署があるというふうなことを聞いてございます。

今後、葛城市におきてもそういうことが必要になるのかならないのか、各部署のそういう情報の共有等をやられておるのか、その辺のところをお聞かせを願えたらと思います。

朝岡委員長 杉岡副市長。

杉岡副市長 収納の関係につきましては、税務課で一括、やっておったわけですが、収納の促進を含めまして収納促進課を分離されました経緯が合併後、ございます。

その中で、今現在、対応しているのは市税だけということであるわけなんですけれども、滞納にいく、滞納整理に係るときにはそれぞれ水道料金、それから保育料、それから給食の料金も含めまして、それぞれ合わせまして行くように努力をしておるわけですが、なかなか連絡調整がスムーズにいつているかということになりますと、いささか、増田委員がおっしゃっているようにいつていない部分がございまして。とりあえず、今現在、最近は収納の問題だけをとり上げてやっているようございまして、改めまして原点に立ち返りまして、その辺の連絡を密に取りながらやっていきたい、このように考えています。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ぜひとも、職員さんの一番大変なところかと思っておりますので、協力しながら全体で未収金回収、債権回収に取り組んでいただけたらありがたいです。よろしく願います。

朝岡委員長 ほかに質疑はありませんか。西井委員。

西井委員 市のたばこ税について認識する中で、過去には滋賀県のある市が本部所在地という形で、大幅な税収を図られたということを知りたくて、私、たばこをよく買う中で、できることならたばこは市内の方の税収になったらと思いながら、気をつけて買うようにしているわけですが、ちょっとその辺で、コンビニの中でも本部所在地に行くとか、その辺をちょっと企業名を挙げるのは問題かと思っておりますけど、できれば同じ買うなら市内の方に税金が落ちるような形の中で、お教え願えたら。

どの制度も含めて、若干、お教え願えたら、わずかな金額でも買うことに、市のために同じものを買う中で貢献できるということで、できるだけ市内で買えるような形、また、知り合いとかに正確な情報を伝えることによって、市民全体が市内の税金になるという形を進めてもらえたらいいということで、ちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。時間がないようですが。

朝岡委員長 西村課長。

西村税務課長 たばこ税でございますが、2社、TSネットワークと日本たばこ産業、2社から入ってきておりますが、それは全部、自販機もコンビニ収納もまとめた数を1カ月分として報告しておりますので、どこのコンビニとかいうところまではわかりませんが、会社が2社が、それも含めて報告してもらっております。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 今の答弁では、数社ある中で2社、そこから入ってくるだけやから、全部のコンビニが入っているかどうか、葛城市ではわからないということ、わかりました。

できれば、ちょっとわかるように調べてもらえて、後日で結構で、教えてもらったら、できるだけそういう市の方に税金を入るところで買わせてもらうのが本来、いいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。副委員長。

岡本副委員長 今年から復興税、500円上がるということで、市税がそれだけふえるわけやけども、結局、この復興税、市でふえて、目的のないと言ったら怒られるかわからないけども、今は災害来てないんでね。そこへ、はっきりした使い道がないやろうというふうに思うわけですけども、その辺でもし、市長なんか代案、あるとしたら、例えばどういうところに使いますと。今、わかっていたら、そういうことを教えてほしいなど。

それから、これ、市長1人の行動でできる話じゃないけど、先ほど出ているように法人税、かなり落ち込んできている。それに伴って、償却もごろんと落ちてきている。

ちなみにこの法人税、一番高いとき平成19年、9億3,000万円、入っていたわけです。白石委員は7億5,000万円とこういう話をしてはるわけですけども。それからだんだん、だんだん下がってきて、こう平成21年ぐらいになっていったら3億を切ってしまったというような実態です。ある程度、償却が来たわけだけど、償却もここまで落ちてきたら、ふえるという見込みはないと思います。

償却もかなり落ちてきているので、今後、法人ばかりというのはないわけだけど、個人の人に税金を上げるというのは不可能な話だから、やっぱりいかに税を増収を見込むといたら、もう工場誘致しかないやろうと思いますけども、その辺の工場誘致、市長もいつも工場誘致、かけられているわけだけど、その辺、どういうお考えを持っているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一遍、西村課長にお尋ねしますが、たばこ税、今、消費税上がって20円上がるのかな。それに対して1,000本当たり、うち、今度入ってくる金は幾らになるのかな。

朝岡委員長 西村課長。

西村税務課長 たばこの方ですが、旧3級たばこ以外が1,000本当たり5,262円、旧3級が1,000本当たり2,495円です。それはまだ変わらないです、前と。今はまだ、改正はなりませんので。

岡本副委員長 消費税上がっても一緒か。

西村税務課長 はい。

朝岡委員長 市長。

山下市長 岡本副委員長からの質問にお答えをさせていただきます。

復興税につきましては、一般財源ということで把握しております。どのような形で、市で考えているのか、これからいろいろと皆さんのご意見等もお聞きしながら、これから考えていく材料の1つにしてまいりたいというふうに思っています。

法人税でございます。これは、我々としてもいかなともしがたいところでございます。景気の動向に左右されるということで、ここで社名を出してもいいのかわからないですけど、一番大きい電機メーカーにいたしましても、設備投資は確かにされて、減価償却で幾らかの税が数年間、入ってきておりましたけれども、あそこでの製造はいたしておらないということで、実際に3つの、あの大きな工場の中で3ライン持つておったのが、全部、ラインをとめて研究開発だけをされていると。それでも800人から900人ぐらいの人員はあそこにいらっしやるそうでございますけれども、さらなる設備投資が望めるのかどうなのかというのは、他の企業の為替の問題等もございますけれども、どういう動きになってくるのかわからないところでございます。

それだけではなく、他の企業に対しましても、いろいろとコンタクトを取らせていただいて、本当に数はいろいろと打ってはおりますけれども、これは成約がなかなかしないというところでございまして、立地条件と企業の思惑とございます。

また、いろいろと問い合わせ等も今、幾つかはございます。まとまった土地でというところで幾つかはございますけれども、できるだけ努力をして、1社でも来てもらえるように努力をしていくこと。

それと、よく条件緩和をして企業誘致をされる、三重県でもそういうことがありました。電機メーカーに対しましても、知事が率先をして亀山市に税を大幅に引き下げられてとか、何年か減免をされてという形で引っ張ってこられたという経緯がありますけれども、最終的にはどっちが得をしたのかわからんような状況になったということもあるわけでございます。ですから、そのあたりは慎重にしながら、条件を下げれば既存の、今までいらっしやったメーカーさんや工場、会社に対して何であそこだけ有利な条件を出すんやということにもなるわけでございます。今、いてくださる企業に対して、いつも1月の初旬に議長と一緒に回らせていただいて、毎年ご挨拶を伺いながら、ほかに皆さん方から要望等はございませんかとか、うちにできることはありませんかというようなことのお話をさせていただいて、うちでできる範囲の中で対応させていただく、またいろいろと企業の方にもご協力をいただくという関係を今、築こうとしております。

だから今、いらっしやる企業が出て行かないように努力をしていくという作業と、またそこからご紹介いただいたりとかできるように、また頑張ってまいりたいというふうに思っております。

これ以上の答弁はできないと思いますので、またまとまった土地等でお話がございましたらこちらにもお教えをいただきたいと思っておりますし、また皆さんからのご提案、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

朝岡委員長 副委員長。

岡本副委員長 今、答弁していただいて、当然そうやと思います。

ただ、私も質問した中で、やはり一番市民から関心があるのがシャープ、市長おっしゃるように3ラインあって全部とまっていると。今、経理ぐらいしかないということです。

そのシャープ、今は少なくなったけども、もしこれが引き上げるとなってきたらやかましくなるわけだから、これは市長だけやない、みんなのあれやと思うわけやけども、いわゆるツバキ、それから東洋アルミと大きな上場企業があるわけだから、できるだけ、市長の力ではどうにもできんものもあるかもわからんけども、やっぱりできるだけ引きとめる努力はしてもらいたいなと思います。

一市民がお願いしにいても、なかなか企業も聞いてくれへんし、やっぱりせつかく先輩が誘致してきたやつ、ぼんとう、逃げられてしまったら何もならん。新しい企業を呼ぶのも大事やけども、やっぱり元の企業をいかに守ってもらうかということ、本当に市長にお願いしないと、本当にある日突然、ぼんとう行かれてしまったんでは、まず固定資産が入ってこない、法人償却はしゃあないにしたかて、建物も不動産の税金も何も入ってけえへんとなったらこれも大きな話になりますので、できるだけそれは、引きとめるように努力してもらいたいということでお願いしとるわけですので、1つ、その点、よろしく願いしておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。白石委員。

白石委員 引き続き、歳入についてお伺いをしてまいります。

17ページの9款地方交付税並びに地方交付税の一部であります、31ページの臨時財政対策債7億1,000万円、交付税については40億8,700万円、それぞれ計上をされております。

まず、この交付税やあるいは臨時財政対策債が、積算をされた。この内訳についてお伺いをしたいということと、実際に平成25年度、市長からも聞きましたけれども、特交が決まってきたというふうなことも聞いております。普通交付税も、平成25年度分については先の一般会計補正予算において増額補正をされて決まっております。臨時財政対策債についてももう確定をしているのではないかというふうに思います。

葛城市の平成25年度の、この臨時財政対策債を含めた交付税総額が、それぞれどうなったとお伺いをしたいというのが1点です。

それから、この予算が計上されているこの地方交付税並びに臨時財政対策債について、お伺いをしたいのでありますけれども、ご承知のように、これらについては政府の地方財政計画に基づいて計上されているというふうに思うわけでありまして、じゃ、実際にこの地方財政計画がどうなっているのかといいますと、地方自治体にとって一番重要なものはやっぱり一般財源の総額の規模がどうなっているのかということだと思います。

国は地方税でその中で、地方税で35兆127億円、前年比で2.9%増を計画しています。さらに地方譲与税で2兆7,564億円、前年比で17.4%の増で、合わせて前年度比で1兆4,000億円の増を見込んでいます。

そういう見込みの一方で、国は地方税の増収、今、答弁されましたように、地方税が増収になるということで、地方交付税の方はどうしているかということ、16兆8,855億円、前年度

比で1%の減になっているんです。そして、地方交付税の代替措置というか、交付税総額が足りないということで、この代替措置である臨時財政対策債を発行しているわけですが、これが5兆5,952億円、前年度比で9.9%の減になっているわけです。

先ほどの増分、前年度比で1兆4,000億円の増を見込んでいる。一方で、交付税や臨時財政対策債の合計はどうなっているかというと、8,000億円の減になっているわけです。地方交付税と臨時財政対策債については8,000億円の減になっている。

その結果、この地方自治体の財政にとって大事な一般財源の総額は、前年度から6,051億円増の60兆3,577億円とこうなっているんです。

こういう地方財政計画の中、地方交付税並びに臨時財政対策債については、それぞれ葛城市では前年度比で、地方交付税については2億1,700万円、5.6%の増を見込まれている。

臨時財政対策債については、そのまま政府の財政計画のとおり、4,900万円の減の7億1,000万円、こういうふうに計上されているわけでありまして、それぞれ、地方財政計画等からこの地方交付税を見込まれたその根拠、内容についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、もう歳入についてはいつもお伺いをしている、27ページの16款寄附金、1目の一般寄附金100万円です。これの内訳についてお伺いをしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまの白石委員からの地方交付税の普通交付税について、また、代替措置である臨時財政対策債についての平成25年度確定、また平成26年度の見込みと、こういうことでございます。

まず、平成25年度につきましては、既に通告で確定いたしました35億1,839万6,000円となっているところでございます。臨時財政対策債につきましても確定でございまして、7億6,920万円、このようになっております。特交につきましては5億9,930万3,000円、こういうことでございます。

普通交付税、臨財債、足しますと、42億8,763万円という交付税の代替ということで加算すると42億円台に届いたと、こういう状況でございます。

合併後、一番大きな額となっているところでございます。

続いて、平成26年度の交付税についてでございます。

ただいま、委員の方からあったように、国の交付税の総額としては16兆8,855億円と、対前年1,769億円の減ということです。1.0%の減となっているところでございます。

本市の交付税につきましては、先ほど申しましたこの地財計画に基づく中、平成25年度の35億1,839万6,000円、これに対して今回、交付税を見込ませていただいたところでございます。

まず、交付税の中には公債費の算入部分がございます。これは、事業費補正単位費用の中で公債費債務もあるわけでございます。これについては、まず事業費補正分の公債費としては、平成26年度で4億9,700万円余り、対前年、平成25年度の確定から見れば4,500万円ほど

落ちるであろうと。

逆に、公債費の単位費用の方では9億4,600万円余りを見込んでおります。こちらについては5,800万円余りがふえるであろうという見込みでございます。内訳的には、単位費用面、ふえる分については、先ほど申しました臨時財政対策債、これが公債費算入で約4億300万円余り、基準財政需要額で算入になってくるかと。対前年、平成25年度の確定から申しますと4,900万円余りふえる見込みをいたしております。

また、合併特例債については、1億1,800万円余りと見込んでおります。平成25年度確定からして2,200万円余りがふえるであろうと。この2つの単位費用面での公債算入で約7,000万円余りが、7,100万円余りなんですけども、ふえてくると。これが先ほど申した公債費算入の5,800万円の大きな増の要因でございます。

また、減の要因といたしまして、事業費補正で組み込まれます起債に係る公債費算入の中で大きなものが、これが道路橋りょう費の中の平成5年から平成13年、借り入れを行っておりました臨時地方道路整備事業債、これがだんだん完済に向けていって、対前年より約1,300万円ほど減るであろうと見込んでおります。

また、これは旧新庄、旧當麻も高度成長期によく活用させていただいた、地域総合整備事業債、通称地総債と呼ばれているものでございます。

平成11年度から19年度までの借り入れ分、現在、公債費算入の対象となっております。一番新しいもので旧新庄の歴史博物館、こういったものが、5億円ぐらいで借り入れた分が今でも算入と。これにつきましてもだんだん、完済に向けてきて、対前年約400万円余り減っていくであろうと、こういう中でまず、事業費補正単位費用の中での公債費算入については、そういう増減を見込ませていただいたと。

それと、それを除く個別算定経費です。旧の交付税の算定の中で経常経費と投資経費に分けられておりました経常経費に該当する分でございます。これにつきましては、地財計画上、1.5%の減となっております。平成25年度に比べて7,500万円余りが減るということで見えております。

また、包括算定につきましても、地財計画の中で示されているように、6.5%の減と、こういう流れの中で、この分につきまして、約7,300万円の影響を減として、地財計画にあわせて出るということで、あわせまして、そこに加えて新たに地財計画の中で地域経済の基盤強化の雇用対策経費ということで、平成26年度、1兆円余りの分が加算されております。また、別枠加算として6,100億円、合わせますと約1兆8,000億円の経年、毎年やっている特別加算的なものが加わっていると。

そこに加えて、地域の元気創造事業費ということで、平成26年度の臨時項目として約3,500億円が、この地財計画の中で組まれていると。これも盛り込むわけでございます、この地域経済の基盤強化、雇用対策についての分として、約8,600万円余りを見込んでおります。

また、地域の元気創造事業費臨時項目について、1億1,700万円余りと。加えまして、これまでの経費に加えて、基準財政需要額として69億7,000万円余りを見込んだところでござ

います。

一方、基準財政収入額につきましては、それぞれの、先ほど来、税収については基本的には0.75の交付税の基準財政収入額算入、また各種剰余金、交付金につきましては6%算入、それぞれ予算の調定額ベースに積算させていただいて、基準財政収入額においては34億9,000万円余りということで、基準財政需要額、収入額、ここからの差し引きの交付基準額といたしまして34億8,000万円を平成26年度の交付税として見込ませていただいたと、こういうところでございます。

一般寄附金の100万円でございますが、これは経常的に毎年、一般寄附金、企業また法人の方からいただいております分の中での枠の額と、こういうことで、とりたて何々によるものを見込んでいるものではございません。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 山本部長の方から、詳細について地方財政計画に照らして、地方交付税の算定基礎についてお伺いをいたしました。

我が市は、この合併前からの公正な事業において、公債費における事業費、この算入においてこの間、何でこんなに交付税があんねんと思っておりましたけれども、実際に、その影響が大きく出てきたわけでありましてけれども、それも一定、償還期限が近づく中で見込めないような状況もある。その一方で、合併特例債の分もやっぱり出てくるということです。

単位費用そのものが上がってきているということで、これらについてはまた具体的にお伺いをしておきたいと思っております。

当然、地方財政計画そのまま、この葛城市の地方交付税、あるいは臨時財政対策債に出てくるわけではありませんけれども、実際に、当初見込みよりも平成25年度については増額幅が非常に大きい形で出ているという中で、平成26年度においてもそのような傾向が見込まれるのか。

来年のこの時期になってもやはりふえたということになる、そういう見込みができるのか。その辺を最後に聞いておきたい、このように思います。

この間、大体、そういうパターンになっているんです。交付税がふえてきていると。そしてもちろん、その他の収入もふえてきている分もあるんでしょうけれども、予算がさあ、あけてみて3月になってきたら、前年度に、翌年度に繰り越す費用が、お金が出てくる。あるいは、当初予算において8億円程度、財政調整基金積立金から繰り入れたものを繰り戻して、さらに3億円余りの基金に積み立てるというふうな、そういう結果になっているわけです。

それはどこにその要因があるのかということ、1つ、検証していく意味で、交付税の、あるいはこの財源、臨時財政対策債の問題について、詳細にお伺いをしたわけでありまして。

さらに、検証を深めていきたい、このように思います。

一般寄附金の問題については、こういう答弁をいただいたのは今回が初めてであります。この間、吸収源対策のこの公園緑地整備事業にかかわって、受益を受ける大字から一般寄附金を徴収するということの議論をする中で、この平成26年度から吸収源対策公園整備事業に

ついて予定されていた一般寄附金が計上されなくなるんです。その都度、補正予算で一般寄附金として受け入れて計上する、こういうことになってきたと。これは何を意味するのか。やはり、ちゃんとした法や計画や、あるいは前例や、そういうことに基づいて事業をやはり進めなかったら、結果としてこういう状況になってきて、つじつまを合わさざるを得ないということになる。

私はもう、目くじら立ててこれ、あきまへんって言うてきていない。そら、実際にこれまで防火水槽や、それから消火栓、あるいは地域公民館の建設においても、やっぱり計上してきて、これはそうだけれどもやはりやめていこうよ、少なくしていこうよということ言ってきたのです。

しかし、ここに至って、もうこの当初の予算において何らこの見込んでいないという答弁しかできなくなる。これが当たり前かもわからない。長い長い歴史の中で、こういう事態に至ったことを、私はきちっと肝に銘じて、ここの行政執行にいかしていただきたい、このように思います。

このたびは消火栓の費用に係る分については、入っていない。そういうことをこれからも防火水槽に対して、10分の1の寄附金はもう入ってこない。こういうことになったということを確認しておきたい。そのことをここにおられる職員幹部の皆さんも確認をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 予定しておりました歳入の質疑の時間も迫ってまいりましたので、歳入については質疑を終結させていただきたい、このように思います。

これから、引き続き、総括質疑に入りますので、総括質疑と申しますのは、ただいま2日、3日かけていろいろ議論をしてまいりました。その中での市政の全般にわたるという内容のものでございますので、その点は十分、ご留意をいただいて総括的な質疑の時間を設けておきたい、このように思っております。ご協力をお願いいたしたいと思っております。

それでは、総括質疑に入ります。質疑はございませんか。

赤井委員。

赤井委員 平成26年度の新規事業がたくさんございます。これについての市長のお考え等ございましたら、重点的にもお願いしたいと思っております。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 赤井委員からのご質問でございます。たくさんございますので、幾つかだけ、ピックアップをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、これは議会の方から打診をいただいて、5階の改修と、より効率的に議論ができるような議会の改修等工事関係の予算を組ませていただいているということです。

それと、款順に今、言っておりますけれども、これは去年から立ち上げておりますけれども、ファシリティマネジメントの検討委員会です。実際に公共施設の劣化の調査、それと建築物のコンクリートの中抜きをして、その程度を調べるということで、実質の調査に今年、入らせていただく、139の施設のうちから調べさせていただいて、平成26年度、平成27年度

でその中身を検討してまいるといふ本格的なところに入るわけでございます。

それと、電子計算のところでございますと、基幹システムの番号の対応事業ということで入れさせていただいておりますけれども、これは平成28年の1月からマイナンバー制度というものが施行されます。1枚のカードを住民にお配りをして、それでサービスを受けていただくということをするわけでございますけれども、葛城市のICTの対応の事業というのを今、いろいろと考えて、精神的に取り組ませていただいて、総務省の方から補助等をいただいているところでございますけれども、ここの部分をしっかりと今、対応しておかなければ平成28年には住民の皆さんに、より快適にサービスを受けていただくようにするために、しっかりとした下準備が必要であろうということで入れさせていただいております。

それと、今年の10月、合併10年という記念の年を迎え、記念事業をさせていただいております。議会の皆さん方のご協力、ご提案等も聞きながら、市民の皆さんの記憶に残る、また、やっぱり葛城市に住んでいてよかったなと思えるような10年目になるように、さまざまな形でできるだけお金をかけずに、皆さんに喜んでいただけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

それと、去年の12月から先ほど申しましたように、ICT、総務省の事業として実施をさせていただいておりますが、総務省のこの平成25年度の補正予算で恐らく出てまいると思いますが、実際にそれを獲得できるかどうかというのが、100%保証されておられませんので、今回、市の予算として計上させていただいておりますICTまちづくり推進事業です。これを市の事業として挙げさせていただいております。

そして、これは私が市長になったときに、皆さんにお約束をしておりましたけれども、小児医療、これを中3まで補助金を出させていただき、助成をさせていただくというものを、長い年月がかかりましたけれども実現させていただくということで、子育て世代の方々の負担が少しでも減るようにお手伝いをさせていただこうと。これを吉武委員もおっしゃっていただきましたけれども、できるだけPRをしながら、若い世代の方に葛城市に住みたいと思ってもらえるように、努力をしてみたいというふうに思っております。

あと、新エネルギーのシステムです。太陽光やコージェネレーションシステムを設置していただいた場合の補助事業も、新年度からさせていただくということと、あと、先ほども、これは各大字からの要望によって実現を、県の補助金を活用しながら市もお手伝いをさせていただいて、44自治会、投光器であったりとか発電機、コードリール等の整備をさせていただくということ、それと、小学生のスポーツ教室委託事業ということで、日本サッカー協会とともに子どもたちの夢をふくらませるための講師を派遣していただいて、子どもたちに夢をふくらませていただくというような事業を考えております。

これは、今回の新規というところでのトピックスでございますけれども、今、継続的に取り組まなければならない新市建設計画の事業等、しっかりと実現に向けて、職員一同協力しながら、全身全霊をかけて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 今、市長からご報告いただきまして、私といたしましては、いろんな諸問題について、議会側に早いうちから提示いただきまして、いろんな協議を十分に重ねていただきますよう、重ねてお願いしておきます。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。白石委員。

白石委員 総括質疑になるかどうかわかりませんが、お伺いをしてまいりたいと思います。

本市は、平成16年10月に合併をして、今年10年目を迎え、10月11日には記念事業を行うという状況までなってきたというわけであります。

私は、新市の建設事業計画が、この間、実施をされ、それに基づくこの財政計画等をつくられた。それに基づいて議論してきた経過があるわけであります。

事業計画を進める中で、公債費が増嵩し、やはり建設事業、あるいは基金からの繰り入れを行わなければならない、そういう状況に至る大きな要因として、ご承知のように普通交付税の算定替えの時期が平成26年、今年で終了するというところであります。

これは、平成の大合併をした後、その自治体にとっては本当に重要な問題だというふうに私は理解しています。

合併特例債の5年間の延伸をされたということは、これはこれで、まあまあ事業が遅延している自治体も多い中で、本市もその例に漏れず、これは大変な状況で、その法律を適用して延伸するということになりました。

しかし、問題はやはりこの1本算定が平成27年度から、このままいけば5年間に段階的に1割、3割、5割、7割、9割、このように減額をされ、平成32年度にはおおよそ5億円が削られるというふうになるわけであります。

このことについては、この間の議論もありますけれども、合併した自治体が国に対して交付税の算定を見直してもらわないかということ、この間、取り組んできて、国もその重い腰を上げて、その対策をこの議論をされているところであります。

その見直しのお話を聞いていくと、我が葛城市にとって、ほんとうに今のこの国の見直しで救われるのかというのがあるわけです。

その1つは、国が今、考えていることは、合併した自治体の旧市町村役場を支所と見なし、その経費を合併自治体の交付税の算定に反映をし、加算をする。こういうふうなこととか、合併自治体の人口密度等による財政需要の割増しをする、あるいは市町村の標準団地面積、これらの見直しを今年中にして、この方針を打ち出してくるということになります。

しかし、今、3つの例を申し上げましたけれども、これで、この内容で葛城市がこの財政、交付税の本当に最小限の減額にとどめることができるのかということ、私は全く確信が持てないわけで、それはどういう状況になっているのか、今、お持ちになっている最新の情報をお聞かせいただきたいし、もしそれが葛城市にとって不十分なものであるならば、改めて、この合併した痛みというのは、これはどこの市町村も一緒なんです。

そういうことを、本当にこの総務省、政府にきちっと伝えていただけないと、それこそ私は本当に困難なことになるというふうに思います。

そういう点で、財政当局なり、市長の方からこの現状について、見通しについて、お聞かせをいただきたいというのが1点であります。

2点目は、市長は先ほどの赤井委員の新規事業に対する見解並びに説明に対して、市長は説明されましたけれど、全身全霊を傾けて新規事業だけではなくて、予算に計上された事業をやっていく、こういうふうにご答弁されました。

そこで改めて、私は新市建設事業に含まれている主要な3事業について、その見通し、予算を編成した以上、やはりそれをきちっと執行し、計画された事業を、決められたところまでやり上げるということが求められているというふうに思います。

その1つは、尺土駅前の周辺広場の整備事業であります。

当初予算において、新年度の予算について3,435万9,000円が計上されました。しかし、補正予算の審査で明らかのように、平成25年度の予算を繰越しいたします。その額が4億5,400万円である。これらあわせて4億8,475万9,000円、そして地域活性化事業、新道の駅事業については、平成26年度の予算で3億4,649万1,000円、平成25年度の事業費の繰越額が6億324万4,000円、あわせて9億4,973万5,000円であります。

さらに、もう1つ、国鉄・坊城線についてであります。

平成26年度の予算においては、2億9,459万5,000円が計上され、これも3月の補正において9,920万8,000円が繰り越され、事業費として3億9,380万3,000円の事業をやらなければならないというわけであります。

これらの事業は、一定、これまでの議論を反映され、また国や県の指導も受けて一定、抑えたものになっているというふうには考えますが、市長が全身全霊をかけて、実際に計上された予算が、議決されようとする予算が執行できるのか、この点についてははっきりとお伺いしたい。全身全霊では済まないんじゃないかというふうに思うわけであります。

よろしく願いいたします。

朝岡委員長 市長。

山下市長 まず、合併算定替えの問題につきましては、もう3年、4年ほど前から総務省の方に、新市建設計画の合併特例債の延伸、延長をお願いに行ったときに、財政の担当の当時、山本課長の方から、合併算定替えのことについても総務省の方にお願いをしてほしいということで、何度か交渉をさせていただきました。

そのときの返事は、けんもほろろな対応で、合併特例債はいろいろと考えましよう。ただし、合併算定替えについては、これは全く系統の違う話だということで、一顧だにされなかった、相手にしてもらえなかったという状況でございますけれども、合併10年を迎える団体が来年度、平成26年度からふえてくる状況を見て、国会議員に陳情される団体がふえてきた、また、総務省に対して声を挙げる団体がふえてきたという状況を見て、議員連盟も結成をされて、この合併算定替えの問題について、国会で大きく採り上げられるようになってまいりました。

そして、昨年11月、12月ぐらいですか、この合併算定替えについて見直しをするということの方針がある程度、出されまして、それを入手して見ておりますと、先ほど白石委員が

おっしゃったように、面積とか人口密度とか支所数によって、これをカバーしていくというような話でございましたので、葛城市が置かれている立場というのは合併団体の中でどうなっているのかというのを財政担当者に調べるように指示をしました。

すると、驚くことがわかったというか、合併をした、平成のこの大合併の合併をした団体の中で、葛城市が一番小さな団体であるということがわかりました。33.73平方キロメートルしかなく、しかも2町の合併だということです。

うちよりも小さな団体がないですから、その中で、じゃ、うちに似ている新設の市であって、合併後の面積が2団体による新設の合併で、合併後の面積が100平方キロメートル以下の類似団体を探すように指示をいたしましたら、葛城市を入れて全国で5つしかない。名前を上げますと、滋賀県の野洲市、湖南市、それと福岡県の福津市、それと熊本県の合志市という、葛城市を除く4つの団体しかないということで、そこに対して面積要件であるとか、支所数の問題であって、皆さん方はこういう計算のされ方をすると困りませんかというアンケートをまず、送りました。

それに対しての回答をいただきながら、一緒に5団体、固まって、国の方に陳情に行きませんかというお誘いをさせていただいて、昨年12月に総務省に行く、それで、そのときには県にも相談をさせていただきまして、奈良県で一番最初に合併をした団体のこの葛城市が今、困っているんだから、県もぜひ力を貸してほしいということで、県にも一緒についていただきまして、地元選出の奥野代議士にもお願いをして、総務省の財政局長の方にお話をさせていただきにまいりました、12月に。

そのときに、声をかけさせていただいて、実は合併団体の中で面積が一番小さいんです。最小の団体で、この計算方式でされると、葛城市は、従来、考えておられる合併算定替えよりも若干ましになるかわからんけれども、有利にはならないんだというお話をさせていただきましたら、財政局長の方から、こんな話を聞くのは初めてだということで、今までこういう視点がなかったというお話をいただきました。

その後、もう一度、言われたのが、1月末から2月ぐらいに、もう一度、平成26年度からやる方針を出すので、それを見てから判断してくださいというお話でございましたので、2月の下旬に再度、総務省の方にまいりまして、実際にまだそのときに総務省の方から示されておりましたのは、支所1カ所に対して、8,000人規模に対して大体2億4,000万円ぐらいのプラスになってくるとかいう数字は出ておったんですけども、補正係数の方が出ておりませんでしたので、そのあたりを教えていただきたいというようなことで行きましたけれども、まだ総務省の方では実際に、そこまで詰めていないんだという話がございました。

そのときのお話では、4月の末ぐらいから5月の頭ぐらいにその数字等も含めて出しますよと。それを見てからここを変えてほしいとか、こういうふうにしてほしいということがあれば、変えられるかどうかは別だけれども、それを見てから判断をしてほしいというお話をいただきましたので、新年度になりましたからまた総務省の方に行って、示された数字を元にまた議論なり、また類似団体とともに不利であるならば活動して、国会議員等も含めて陳情を続けてまいりたいというふうに考えております。

よって、経緯の方は申せませけれども、どうなるのかということはまだきちっと示された状況ではない、ただし、当初、示された5年間で合併算定替えが1本算定になるということよりは、よくはなるということ間違いはないんですけども、どのくらいになるのかということがわからないということだけ、ご承知置きをいただきたいというふうに思います。

あと、新市建設計画に対しましての推進、それができるのかということでございます。

気合いだけではできへんよということでございます。職員の配置等も含めて、しっかりとそれに取り組んでいけるような体制で臨ませていただきたいと考えております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長から、1本算定の問題を回避するためのこの間の取り組みについてお伺いをいたしました。

国の方は、この今年、平成26年度中に検討し、平成27年度以降、4年間かけて見直す。私どもの情報では、そういうことで大枠を進んでいくということになっていると。今年中に方向を打ち出し、そしてそれに基づいて来年以降、4年間かけて見直していくという、そういうことですから、本当にこのままいけば、1本算定そのものを覚悟した、そういう中で、財政の運用をしていかなければならない、そういう覚悟で取り組まなければならないというふうに私は思います。

もちろん、国はこの合併算定替え、合併特例債等々のあめを持って合併を推進した、そういう責任がある。そういう責任はきちっと最後まで果たしてもらおうということは、これは本当に大事なことだというふうに思います。

それこそ、今は1億円でも2億円でも多く交付税がほしい、そういう時期であります。新市の建設事業計画が目白押しである。ここで5億円減るなんていうようなことはもう大変なことになる。

全国で5つしかない、その5つの声をきちっと伝えていただいて、やっぱりこれを伸ばしてもらってこそ、合併特例債の延伸が生きてくるわけです。これがないと、全く絵にかいたもちになる。

ぜひ、気合いを入れて、気合いだけではあきません。やっぱり頭も使って、体も使ってやってもらわないと、それこそ大変になる。

この辺は僕も、いろいろ情報を入手しながら取り組んでいかねばなというふうに思っていますので、この点、留意されて取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

先ほど申しました新市建設事業計画の主要な3事業の執行というのは、ほんとうに大変なことだというふうに思います。私は老婆心ながら、このことを採り上げて、総括質疑として申し上げますけれども、本来ならば、一たん、事業を休止して、本当にこの平成26年度で力を出し切ってやってできるのかということを示すような予算にしてほしかったわけでありませ。

本当にこのことが、これからの葛城市の10年に影響してくる、10年もかかったけど、次の10年どうするんだということになるわけでありませから、本当に皆さん、性根を入れて、気合いだけではあきませんけれども、やっぱりやってもらわないと思ひませ。

しかし私は、けつたたくだけではだめだから、やっぱり繰越しも2回、3回、できません。事故繰越しは認められないじゃないですか。認めてくれるんですか。国も、幾ら使い勝手のいい交付金をつくっていただいても、そういう財政規律を乱すようなことはさすがに、やっぱり認められないでしょう。

そうすれば、事故繰越しできなかつたら、これはもうやっぱりやるか、あるいは一たん、とめてでも繰り越せない事業をやるしかない。

新年度の予算はそういう意味で、非常に、この繰越しを除いて大変厳しい、厳しい内容になっている。本当に執行できるのか。私は困難だというふうに思っています。

以上であります。ありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。吉武委員。

吉武委員 今、白石委員から質問があった、新市建設計画にちょっと関連してなんですけども、5款、6款のときに道の駅の買収率等々を聞いていらっしゃったと思うんですけども、残り、延長を計画している4事業の、道の駅は先ほどお伺いして、80%で、当初予算が5億円で、現状いくと6億2,000万円ぐらいやなという話だったと思うんですけども、ほかの残りの3事業についても、何%で、尺土と国鉄・坊城線とクリーンセンター、そこの完了、何%しているのかと、当初予算と見込みと教えていただければというところと、あと、新道の駅の工事請負費で白石委員が質問して、答弁の中で、工事請負費の中で、90ページのところの15節の工事請負費の中身がどういう工事なんですかというところの答弁で、分水と造成と建築、一部いけたらなという答弁だったと思うんですけども、もう少し詳しく工事の内容を、どのような造成をされるのかとか、一部、建築もしたいなということだったので、何を建てられたいのかなというところをちょっとお伺いしたいんですけども、もしできれば結構ですのでお願いします。

朝岡委員長 ちょっと総括的な質疑になっていないので、それを認めちゃうとまた質疑が、申しわけないんですけども、振り戻してしまうので、もう少し吉武委員、聞いていただくのは結構なんですけども、全体的な視野の中で、何か市政に対して聞いていただくということであれば答えていただきますけども、今の細かい補足説明となると、ちょっと今、それを認めるわけにまいりませんので。またご質問いただけませんか。ほかにあるんでしたら、また今、手を挙げていただいたら。

増田委員。

増田委員 多くの市民の皆さんが、非常に不安を募らせておられます新市建設計画。

昨年の12月の本会議の段階では、当初の10年目の計画で周知をされていた。多くの市民は、その時期に対してできるのかなという不安、一部の議員も含め、そういう不安が募らされていた。

私の足元まで、その辺の声も聞こえています。足元から腰ぐらいまで来るぐらい、非常に私もそういう声に対して、多くの場所で聞かせていただきました。

今回の3月議会では、市長の方からそういう国のスケジュールに合わせた未確定な計画から、現実性のある事業ごとの達成時期を明確に指示を示され、修正をされ、多くの市民はそ

のスケジュールを聞いて、おそらく、できるんやと、こういう再認識をしていただける今のタイミングから、議論、予算委員会でもいろいろ議論ございました。繰越しに対するお声もございました。

私も聞かせていただいている、これは組織の体質で、とりあえず組んでおいて、あかんかったら、次、こういう体質がそういう予算だてであったり、繰越明許の原因であったりと思います。

ただ、このことも今後は恐らく、そういう古い慣習も改善をされて、市長が申されましたように、新市建設計画の平成28年度、平成29年度という約束を達成するべく、スケジュール、計画を実行していただけるものやというふうに確信しております。

平成26年度のあらゆるソフト、ハード、予算、それに関連した事業がおそらくずらずらと関連してまいるかと思えます。

そういうふうな意味も含めて、必ずこの予算、計画に対して、実効性の高い予算執行を図っていただきたいということを総括的に、ちょっとお願いしておきたいと思えます。

市長の声をよろしく願います。

朝岡委員長 市長。

山下市長 月曜日から、平成26年度の予算、中身について皆さんにご議論をいただき、我々の方が今、考えるベストだと思える予算をご審議いただいたわけでございます。

まだまだ議員の皆さん方から見て、詰まっていないところもあるんじゃないかというようなご心配もいただいておりますけれども、先ほども申し上げましたように、全身全霊かけて、もちろん、総力を挙げてこの予算執行に当たるということをお約束させていただきます。

朝岡委員長 ほかに総括的な質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、ないようでございますので、総括的質疑も終結をさせていただきます。

それでは、質疑がないようでございますので、平成26年度一般会計予算についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をさせていただいて、その後、討論、採決とさせていただきます。

休 憩 午後6時37分

再 開 午後6時51分

朝岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、休憩前に平成26年度一般会計予算についての質疑は終結をいたしましたので、これよりこの議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第12号の平成26年度葛城市一般会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成26年度の一般会計予算の総額は170億7,000万円、前年度比13億9,600万円、7.6%の減となっております。

歳入では、個人市民税が15億4,940万円と前年比1億1,380万円、7.7%の増となっています。法人住民税も2億4,835万円と前年度より6.5%、1,506万円の増となっています。

しかし、法人住民税は、平成17年度の7億5,000万円の実績からすれば、3分の1程度と極めて厳しい状況です。地方の経済回復が遅々として回復基調にないということが、改めて示されているものと考えます。

固定資産税は、地方圏の商業地や住宅地の地下公示価格が、平成5年から20年連続して下落していることもあって、都市で7億1,900万円、前年比でマイナス0.8%、600万円の減収を見込まれていますが、市民にとっては固定資産税の高どまりは過重な負担となっていることは解消されていないという状況であります。

これは、平成4年、旧自治省が発した一遍の通達で、これまで公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を、7割にまで一挙に引き上げたものが最大の原因であります。

また、平成9年の評価替えのときに導入された負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がらない原因となってまいりました。この間の時点調整にもかかわらず、高い固定資産税の評価によって、市民に重い負担を強いてきたのであります。現行のこのような課税措置については認めがたいものであります。

地方交付税は、40億870万円と前年度比1億8,000万円、5.45%の増となっています。市税も7,126万3,000円増えています。

しかし、平成26年度の予算は、歳入不足を補うために、財政調整基金積立金から8億9,300万円の繰り入れをしています。

しかし、この間の決算の状況を見れば、これまで財政の調整として繰り入れていた財政調整基金全額を繰り戻して、なお大幅な黒字を計上する、こういう決算になってきたのであります。

私は、こういう予算が継続して編成されているということについても、今後、大いに検討しなければならないことだと考えるのであります。

さて、その理由について述べてまいります。

寄附金等の名目による住民負担の問題であります。部長の答弁では、一般寄附金の内訳について、全く答弁されませんでした。しかし、これまでの審査の経過からすれば、防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の負担、36万円が予定されているものと考えます。さらに、ホースや消火栓などの設置費用に係る3分の2の地元負担も、200万円が予定されているものと思われれます。

地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定は、地方自治体は寄附金を住民に割り当てて、強制的に徴収するようなことはしてはならないと明記をしています。この法律の趣旨、目的は、元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接、または間接を問わず、割り当てて強制的に徴収すること、また、これに相当する行為を含めてするようなことをしてはならない、このように書いているわけであります。

どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条の分担金の規定に

基づいて条例に定めて行うべきであります。

何よりも、市民の安全や健康、福祉を保持することは、地方自治体の基本的な責務であります。市民の生命や財産を守る仕事に対して、市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて防火水槽、あるいは消火栓の設置を進めるべきであります。

次に、防犯灯についてであります。

平成21年度より、大字より100メートル離れた箇所など、一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。大いに評価できるものであります。

しかし、旧當麻町では、合併前、全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束をないがしろにするもので、認めることはできません。

市民の安全を守ることは市の仕事です。児童・生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は市の責任で設置すべきであります。

障害者福祉についてであります。

自立支援法が廃止され、新たに障害者総合福祉法が施行されました。一定の改善が加えられましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されたままであります。葛城市では、非課税世帯の利用料の減免等により、サービス給付費の負担率は0.57%、補装具の負担率が3.03%の軽減をされているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては、大きな負担であります。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障害者施策は認めがたいものであり、市はこういう国の施策に対して、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支援する事業者へ、さらなる援助をするべきであります。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。

平成22年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が、10キログラム100円から150円に値上げされる改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議によって、当分の間、130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成26年度でも994万円の負担増が押しつけられているわけであります。

循環型社会をつくるために、これから市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や他市からのごみの搬入を抑制するとして、事業者負担と責任を押しつけることは、協働の取り組みを壊すものであり、認められないものでもあります。

次に、有線放送の維持管理費についてであります。

現在、有線放送の旧新庄町地域では、スピーカーの購入で3,990円、軒下から室内への配線や設置の工事も市民負担となっております。

それが平成25年度より有線放送のスピーカーが無償貸与されることになりました。評価できるものであります。

しかし、軒下から室内への配線や設置に係る工事費用については、これは設置者の負担に

なっております。

配線等の工事費は、1件当たり約1万6,000円程度と聞いております。年間の設置台数を予算に計上された60台とするならば、96万円あれば、この設置費用についても市民の負担を解消することができるものであります。

行政防災無線の旧當麻町地域では、2万9,600円の受信機が無償貸与されている、工事の負担は当然ありませんので、住んでいるところによって負担が異なるというのは、私は著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものと考えます。

次に、農業振興についてであります。

戸別所得補償制度から、経営所得安定対策事業に変わり、地域の特別性を行かした転作営農の確立と、転作率の向上を図る生産者に対して、10アール当たり3,000円を交付することとなりました。猫の目のように変わる農業振興政策が、また振興政策の目玉である減反政策が、本当に日本の、葛城市の農業を振興することになるのか。この間の経緯を見れば明らかであります。

平成6年に60キロ当たり2万2,000円だった米価が、今、どうなっているか。1万2,000円台、40%以上も下落をしている、こういう状況です。米価を保証するとした機能、生産調整の役割は、まさに破綻をしていると言わざるを得ません。これでは、農業者の生産意欲や、後継者に託す希望を奪い、水田の荒廃や転用を一層加速させることになり、農業経営をますます衰退させることになるのであります。

何よりも、安倍政権が決定したTPPへの参加は、日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野で打撃が与えられることとなります。完全自由化で食料自給率が13%にまで下がるという農水省の試算は、この一端を証明しています。直ちにTPPから撤退をすべきであります。

本市の農業費は2億4,273万円、そのうち、農業振興費、経営所得安定対策事業費などのソフト事業費が18%の4,421万円。一方、農地費や団体営土地改良事業等のハード事業が48%の1億1,613万円となっています。しかも、ソフト事業の57%は、各種団体に対する負担金や補助金であります。農業振興と言えるソフト事業は、経営所得安定対策事業しかないのであります。

基盤整備、ハード事業に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策では、地域農業の危機にはどめをかけることはできないと考えます。

農業を基幹産業と位置づけて経営を支え、後継者を育てるための所得補償や価格保証制度の創設、地産地消の促進や消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心にして、集落営農などの多様な農業経営を支える政策に改めるべきであります。

次に、地域活性化事業、新道の駅事業についてであります。

新道の駅建設事業が予定されている地域は、新市建設計画を具体化すべく、平成17年11月10日に設置された議会まちづくり特別委員会において、2年余りかけて審査し、策定した山麓地域整備基本計画の地場産業振興ゾーンとして計画をされ、地域交流センターや交流広場など、敷地面積1万8,000平方メートル、事業費は5億3,000万円の事業として、都市再生整

備計画を策定し、まちづくり交付金事業として実施することが予定をされていました。

ところが、平成21年7月に検討委員会を立ち上げ、さらにワーキング会議や設立委員会において協議が進められ、同じ場所に敷地面積、1.8倍の3万3,000平方メートル、事業費は実に約3.4倍の18億円をかける新道の駅建設事業が平成23年10月の都市産業常任委員会に唐突に提案されたものであります。

議会が審査し、計画が作成された山麓地域整備計画や、それを反映した葛城市総合計画、都市計画マスタープランをまさに反故にしたのであります。事業の正当性や公正性、透明性が問われる重大な問題であります。

さらに問題は、いまだに施設の規模や内容、配置、経営の分析、収支の見通し、経営の主体が決まらない状態であります。

平成24年度には5億6,450万円が計上され、平成25年度には6億7,000万円、さらに平成26年度には3億4,649万円もの予算が計上されてまいりました。

ところが、平成24年度予算も、予算の96%に当たる5億4,000万円が繰り越され、さらに平成25年度にも6億3,200万円が繰り越されているのであります。

私は、このような事業は一たん凍結をし、市民の総意に基づいて抜本的に見直すべきことを提案したい、このように思います。

次に、吸収源対策公園緑地整備事業についてであります。

本事業の用地取得に係る費用の一部を、木戸や疋田の大字から寄附金としてそれぞれ1,100万円、1,500万円を収納しています。平成26年度の予算では林堂、今在家からも疋田と同様の取扱いをすると明言をしていました。

寄附金の徴収は先ほど申し上げたように、明確な地方財政法第4条の5の違反であり、国の補助事業の財源に寄附金を充てることは、事業の趣旨にも反することであり、認めることはできません。

寄附金の徴収をやめるとともに、その根拠としている葛城市用地取得事業に係る分配金徴収条例第5条第2項のただし書き、当該事業が国または県等の補助事業に該当するときは、国または県から交付される補助金の額を除いた2分の1とするとの記載を削除し、訂正されることを求めたいと思います。

これまでの議論の中で、葛城市寄附採納事務規程に基づき収納している、このように積明をしておりますが、第3条寄附金採納の取扱いの第1号、第3号の規程等に違反をして、また、行政の中立性、公平性が確保できていない、このように考えます。

これまで徴収した寄附金は返納し、これから行おうとしている林堂や今在家の寄附金収納はやめるべきであります。

次に、都市基盤道路整備事業についてであります。

20年来の懸案だった街路事業、近鉄新庄駅前通線が完成し、現在、尺土駅前周辺整備事業や、国鉄・坊城線整備事業が交付金事業として着工されています。

総合計画等に基づき、都市基盤整備に必要とされている基幹道路等の計画的な建設は当然ですが、毎年、事業費が繰り返される現状では、市政の停滞は免れません。これらの事業は

一たん停止をすべきであります。そして、身近な集落内道路や通勤通学路、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などの事業費を配分して、計画的に進めるべきであります。住民生活に密着した公共事業優先に切りかえていくべきであります。

重大なことは、新市建設事業計画はこの間変更され、給食センター建設事業費が12億8,000万円、新庄幼稚園建設事業に4億円が追加され、実施されます。学校給食センター建設事業では、さらに事業費がふくらむ、こういう状況であります。

さらに、計画になかった新道の駅建設事業18億円が改めて追加されるなど、157億円だった事業費が200億円に大幅増額をされていることであります。

これらの事業費の増嵩や、普通交付税の1本算定、合併特例債等の償還を見込んだ財政計画では、公債費等の高騰により、平成33年度以降は財政的に不透明な状況になっているのであります。既存の事業費の削減、新道の駅建設事業や給食センター建設事業等の再検討など、新市建設事業計画を抜本的に見直し、合併特例債の延伸とあわせて、財政計画の見直しを求めるものであります。

乳幼児、小児医療費助成の中学校卒業までの拡大や、子ども若者育成事業など、大いに評価できる事業も多々ありますが、以上の理由により反対をいたします。

討論を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。赤井委員。

赤井委員 議第12号平成26年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

国や地方を取り巻く財政状況は依然と厳しい中、合併10年という節目を迎えた葛城市の平成26年度一般会計予算額は170億7,000万円となったわけでございます。前年度、今年度と新市建設計画事業を持ち込んだ大型予算となっております。

その中身でございますが、ハード面におきましては、新市建設計画事業として継続的に取り組まれております地域循環型社会形成推進事業、地域活性化事業、国鉄・坊城線整備事業及び尺土駅前周辺整備事業などの事業に加えて、平成27年度から稼働に向けた給食センター建設事業に係る繰出金などが計上されているところであり、また、ソフト面におきましても、市民の将来を見据えた積極的な予算が多々計上されていると見受けられるものであります。

主なものといたしましては、総務費においては、庁舎をはじめ、多くの施設の維持管理等、これからの本市にとって最適な運用手法を模索していくための現状把握調査事業として、公共施設劣化度調査等業務委託事業、防犯に対する先進的な活動を行っている団体に対する支援として、地域防犯重点モデル地区支援事業、民生費においては入院と歯科医療分に限っていた対象医療費を、全て保険医療にし、小学校卒業時までとなっていた対象年齢を、中学校卒業時までには拡充を行う、小児医療費扶助、衛生費においては、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置された場合に助成を行う新エネルギー等設置補助事業、農林商工費においては、観光の振興を図るべく、竹内街道・横大路1400年活性化プロジェクト事業の一環として、街道をつなぎ、地域を盛り上げる緑の一里塚設置事業、消防費においては有事の際に備え、各大字の一時避難所に発電機や投光器等の避難所の

安全性の向上に資する機能強化の備品を整備する、避難所機能緊急強化事業、教育費においては市内2小学校の5年生を対象に、日本サッカー協会よりアスリートを招いて、JFAこころのプロジェクト夢の教室事業、また、前年度よりの継続事業として、サテライト市役所も引き続き設置されるなど、山下市長が2期目の公約で掲げられた新ビジョンに係る経費が着実に盛り込まれ、そのうえ、本市として祝福すべき合併10周年を機に、葛城市を日本一のまちのするための更なる意気込みが読み取れる予算編成に対して、大いに評価できるところでございます。

事業の執行に当たりましては、山下市長以下、職員皆さんが一丸となられて、事業の目的達成のために全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会とも必ず協議を重ねていただき、堅実に実行していただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。川村委員。

川村委員 議第12号平成26年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

3月17日から3日間かけて審議させていただきました、葛城市の平成26年度一般会計予算額は170億7,000万円、本市の未来を築くべき積極的な予算が随所に見受けられるものであります。

特徴といたしましては、総務費をはじめ民生、衛生、教育、福祉、それぞれの費目におきまして、山下市長が公約で掲げられた新ビジョンに係る予算がバランスよく盛り込まれているところでございます。また、児童福祉に係る前向きな予算、葛城市の子どもたちへの配慮が伺えます。

平成26年度は合併10周年という節目の年を迎えるに当たり、それに伴う記念式典などの予算も計上されているところであります。

限られた財源を有効に活用しながら、葛城市民の期待に応えていこうという前向きな姿勢は感じ取れるわけですが、新市建設計画に基づく主要事業についての進捗は芳しくありません。

また、平成25年度からの繰越し事業が本年度も多数、見受けられるわけですが、どうすれば事業進捗に向けた課題が解決できるのか、どの角度から事業を見直さなければいけないのかをよく検証、協議をされて、山下市長をはじめ、職員の皆さんが一丸となって着実に執行していただくことを改めて要望するところでございます。

これからの10年後、20年後の葛城市が、市民にとってさらに自慢できるすばらしいまちとなるように期待をいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。吉武委員。

吉武委員 すごく悩みに悩んだんですけども、私は反対の立場から討論させていただきたいと思えます。

全体にわたっては、先ほど、いろいろさまざま質問させていただいた中、小児医療、中学校3年生まで無料等々、いろいろご質問させていただいて、期待させていただく部分は多々あったんですけども、やはり新市建設計画の延長に携わる部分、新道の駅事業等の部分、

あと、尺土駅前事業について、やはりちょっと納得できない部分があるのでその部分だけ修正をしていただきたいという部分で、本議会の方で修正の部分の動議というのを提出していただきたいと考えておりますので、反対という立場をとりまして。

内容としましては、尺土駅前事業、まず6款の部分でもご質問させていただいたんですけども、やはり予算がついていなく、市長の答弁では進められるところから進めていくという形でおっしゃっていたんですけども、それだと、逆に平成29年度も本当にできるのかという不安もありますし、やはり一番最初に始めている部分で、尺土駅前、強気に推進していただきたいという部分があります。

新道の駅事業、さっき平成28年度ということで、繰越し分プラス、本年度の予算もついており、私としては少し、ちょっと納得できないというところがございます。

中身につきましても、新道の駅の工事請負費の部分なんですけども、計画が決まっていないうのにもそもそも予算が立てられるのかということも不安がございます。用地買収の点で当初、5億円を予定したところが6億2,000万円だということで、1億2,000万円増だと。これは誤差の範囲ではないと思うんです。1億2,000万円ふえていると。やはりこれは、入念な計画ができていないことによって進められてしまった結果、1億2,000万円増だということで、予算というのは、僕もよく、そこまで詳しくはわからないですけども、あらかじめ計画を立てて、これぐらいお金が要りますよという計画であると思うんです。

各担当部署の方もそういった積み重ねの上で計画されて出して、それをチェックして議会議会が認めるという形だと思うんですけども、さまざまな部分ではそういった中身について詳しく説明いただいた部分、あったんですけども、やはり道の駅のところでは、やはりざっくりとしたというか、入念に計画がされていないような印象がございます。

ということで、そういった予算の組み方を認めてしまうと、他の部署等々の方が一つ一つ組み立てていった予算を、ざっくりでええんじゃないかということになってしまうと思うので、やはりそこは、入念な計画がない以上、ここの予算計上というのはちょっとしていただくのはどうかと思っております。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、これより、議第12号平成26年度葛城市一般会計予算の議決について、採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

3日間にわたり、一般会計予算の質疑、議論をしていただきまして、ご協力もいただきましてありがとうございました。

あすは1日だけの日程でございますが、第13号から第21号までの各特別会計予算のまだ質疑が残っておりますので、今後とも議会運営にご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

また、この一般会計でのさまざまなご議論に対して、執行される理事者、行政執行については十分また、要望等を聞き入れながら、まちづくりの行政の向上のために頑張っていたきたいと、このように思うところでございます。

それでは、本日の委員会はこれにて終了いたします。

あす、20日の木曜日、午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

延 会 午後7時30分